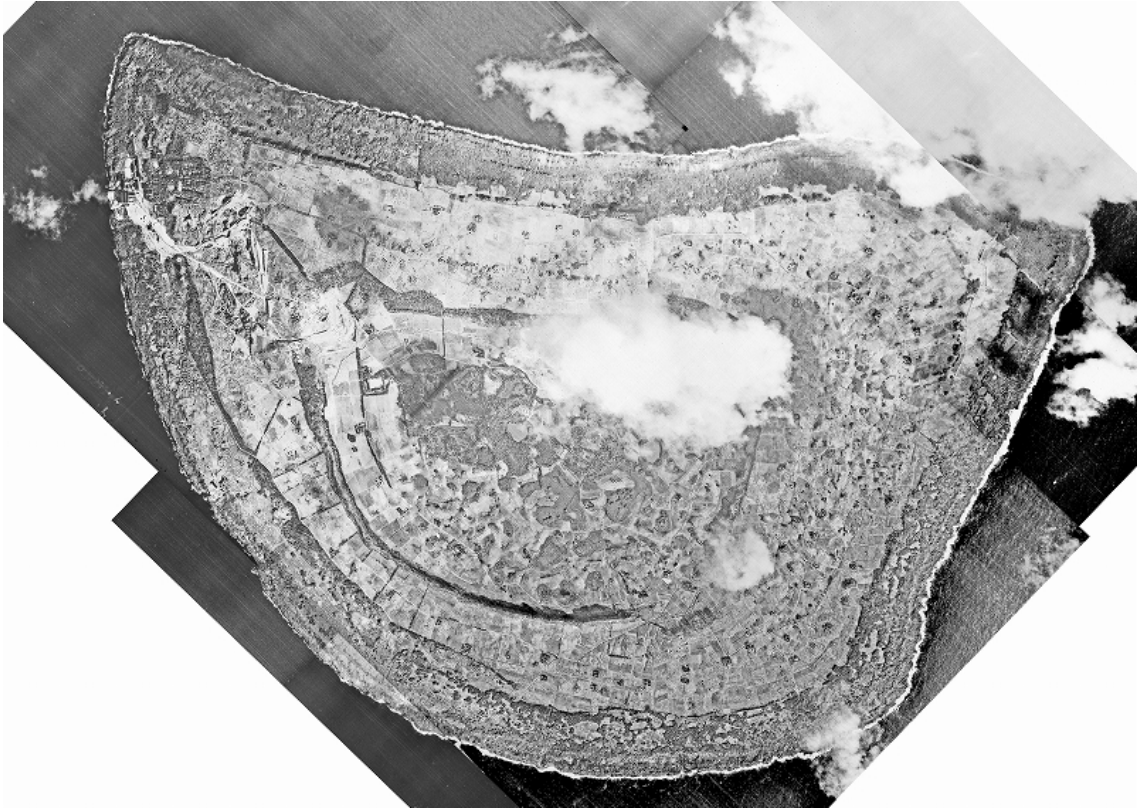


「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」保存計画

卷頭図版



卷頭図版 1 北大東島：1944 年米軍撮影航空写真（出典：沖縄県公文書館）



卷頭図版 2 北大東島：2012 年衛星写真（出典：GoogleMap）

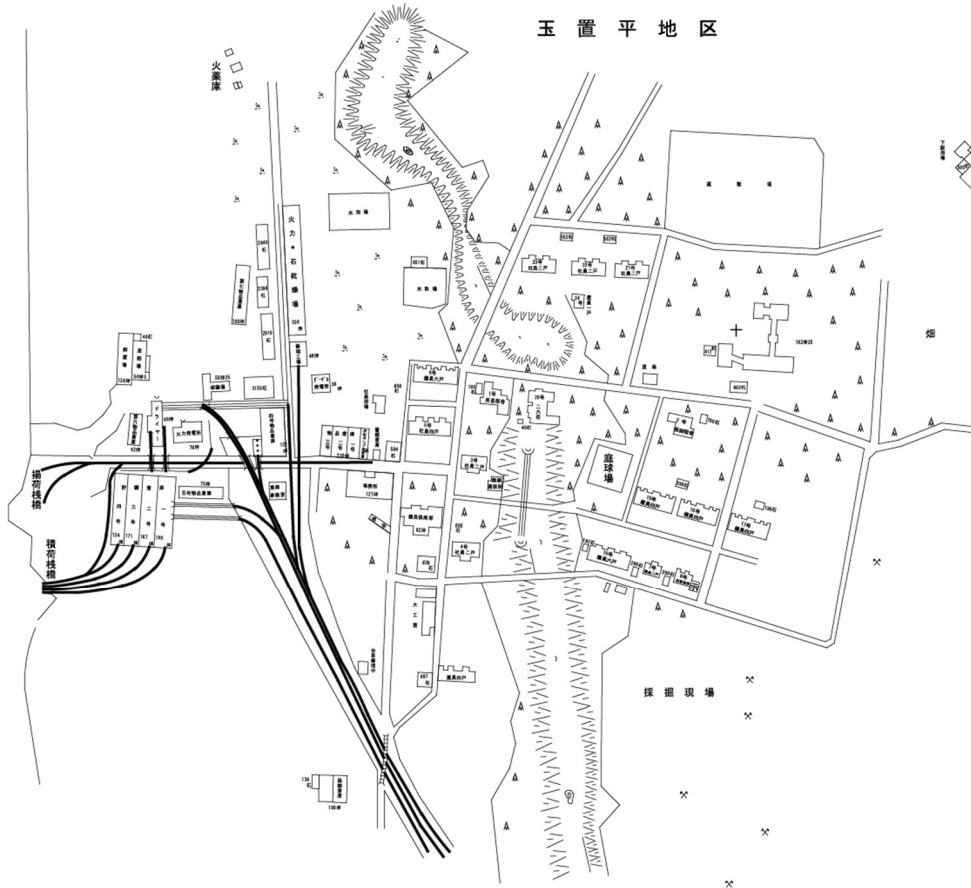


卷頭図版 3 字港周辺：1944 年米軍撮影航空写真（出典：沖縄県公文書館）



巻頭図版 4 字港周辺：2012 年衛星写真（出典：GoogleMap）

北大東島建物配置圖



卷頭図版 4 北大東島建物配置図（玉置平地区）



卷頭図版 5 燐鉱山集落模型



巻頭図版 6 北大東島（空撮）



巻頭図版 7 字港周辺（空撮）



巻頭図版 8 社宅街の風景（上：昭和 5 年頃、下：平成 28 年）



巻頭図版 9 燐鉱石貯蔵庫跡 (左：大正期 右：平成 28 年)



巻頭図版 10 りんこう交流館 (北大東島出張所) (左：大正後期 右：平成 29 年)



巻頭図版 11 西港の荷役風景 (左/旧西港：大正後期 右/新西港：平成 27 年)



巻頭図版 12 西港の空飛ぶ上陸風景【新旧対照 (左：昭和 38 年)】

あいさつ

北大東村は、沖縄本島から東に約 360 キロに位置し、紺碧の海に切り立つ断崖絶壁の島です。私たちは、わずか百余年前に開拓され、先輩方から受け継いだ郷土の島を、厳しい環境条件の中で守り育ててきました。

かつては燐鉱採掘の、現在はサトウキビの島として、積極的に農業生産の基盤に取り組んできましたが、今後は公共工事にのみに頼ることなく、島の資源を活かした経済基盤の確立が課題となっております。念願の漁港整備を契機として、農業、漁業の一層の振興を図るとともに、観光・交流を促進することが重要です。この一環として、平成 27 年 4 月より景観条例・景観計画を施工し、北大東島らしい景観づくりに着手し、さらに、重要景観地区として位置づけた字港を中心とする区域を国の重要文化的景観の選定を目指して本計画書の発刊に至っております。字港には開拓の歴史を物語る文化財、燐鉱山の遺跡が数多く残されており、北大東島を象徴する景観として今もなおその時代背景を感じることができます。これからもこの景観を保全・活用し、さらなる北大東村の振興に繋がることを祈念しごあいさつ申し上げます。

北大東村長 宮城光正

私たちは先人たちの開拓精神に学び、豊かで活力に満ちた島づくりをめざし、生活環境の整備、社会福祉の充実、教育、文化の向上に力を注いでおります。

先人たちは、険しい岸壁が立ちはだかる無人島に上陸し、数々の苦難を乗り越え北大東島を切り拓いてきました。先人たちが築き上げてきた歴史が現在の北大東の生活、生業に活かされており、その景観が今もなお色濃く残されています。字港をはじめとする、北大東島らしい景観を守り、先人たちが築きあげた島の文化を次世代に継承することが我々の努めだと感じております。

発刊にあたりご指導ご協力いただきました、文化庁、沖縄県教育庁、保存計画策定委委員のみなさまに深く感謝御礼申し上げます。

北大東村教育委員会 教育長 仲嶺仁介

目次

巻頭図版	1
あいさつ	7
第1章 計画の目的及び範囲	
1 計画の目的	9
2 計画策定に至る経緯	9
3 検討体制	11
4 位置と対象範囲	12
5 重要文化的景観の申出についての考え方	14
6 文化的景観保存計画の位置づけ	15
第2章 文化的景観の本質的価値、構造及び現状	
1 燐鉱山由来の文化的景観の本質的価値	16
2 燐鉱山由来の景観の構造	22
3 文化的景観を形成する構成要素	25
第3章 文化的景観の保存活用のための基本方針	
1 保存活用の基本方針	54
2 地区別の方針	56
第4章 文化的景観保存のための行為規制	
1 既存の法令に基づく土地利用規制	65
2 景観法に基づく行為規制	68
3 重要文化的景観に関する文化庁長官への届け出対象	74
第5章 文化的景観の整備・活用構想	
1 文化的景観の整備・修景	79
2 文化的景観の活用・普及啓発	81
第6章 文化的景観保存に関する運営・管理	
1 地域住民の役割	82
2 事業者の役割	82
3 行政の役割	83
4 重要文化的景観の推進体制	84
5 運用マニュアルの作成	84
第7章 今後の課題	
1 文化的景観の対象範囲の拡大	76
2 地形・地質の価値評価の深化	76

第1章 計画の目的と範囲

1 計画の目的

北大東島の燐鉱山由来の文化的景観保存計画は、明治期に開拓された北大東島の主要産業として1919（大正8）年から1950（昭和25）年まで燐鉱採掘が行われた燐鉱山に由来して形成されてきた字港を中心とする区域の土地利用、生活・生業などからなる文化的景観を保存することを目的とする。

保存対象区域には、燐鉱採掘のために整備された採掘場、生産施設、港湾施設、社宅街、鉱夫村などの当時の構造物が残されており、燐鉱採掘の生産システムと遠隔離島における往来・定住の歴史を示す貴重な文化財として適切に保存し、再生、活用を図る。

2 計画策定に至る経緯

北大東島の燐鉱山に関する文化財調査は、2002（平成14）年の沖縄県教育庁による「沖縄県近代和風建築総合調査」が最初であり、この時、医師住宅、式六荘（社員倶楽部）について調査記録が残っている。次に、2004年に同じく県教育庁が「沖縄県近代化遺産（建造物等）総合調査」を実施し、燐鉱貯蔵庫、北大東島出張所について調査結果が残っている。

翌2005年には、村の依頼により琉球大学の福島駿介教授が北大東文化財調査（以下「福島調査」という。）を実施した。この結果、2005年に、北大東島出張所の遺構が国の登録文化財となり、2006年には燐鉱石貯蔵庫、積荷棧橋が、2007年には社員浴場、下坂大衆浴場、式六荘（社員倶楽部）、末吉邸（旧魚市場）が追加登録されている。福島調査には、登録されたものの他、旧西港船揚場、第三倉庫、第四倉庫、発電所について調査結果が残っている。

表 1-1 登録文化財一覧

登録番号	名称	登録年月日	建設時期
47-0008	旧東洋製糖北大東出張所	2005.12.26	大正
47-0022	旧東洋製糖燐鉱石貯蔵庫	2006.10.18	大正
47-0023	旧東洋製糖燐鉱石積荷棧橋	2006.10.18	大正
47-0046	旧東洋製糖下坂浴場風呂場	2007.07.31	大正
47-0047	旧東洋製糖下坂浴場水取場	2007.07.31	大正
47-0048	旧東洋製糖社員浴場風呂場	2007.07.31	大正
47-0049	旧東洋製糖社員浴場水タンク	2007.07.31	大正
47-0050	末吉家住宅主屋	2007.07.31	大正
47-0051	末吉家住宅石垣	2007.07.31	大正
47-0060	式六荘	2007.12.05	昭和前

また、2007年度には、燐鉍石採掘関連遺産（旧東洋製糖北大東出張所跡、旧東洋製糖燐鉍石貯蔵庫跡）が近代化産業遺産として経済産業大臣から認定を受けている。この時、経済産業省は産業遺産活用委員会を設置し、地域史・産業史の観点からのストーリーをまとめた「近代化産業遺産群33」を公表しているが、北大東島の燐鉍石採掘関連遺産は、沖縄県全体の黒糖・石炭産業のストーリーの一部として簡単に記述されただけであり、燐鉍産業遺産としての価値付けについては十分な考察が行われていない。

2013年度からは、燐鉍山に関連する文化財を活かした文化的景観を保存・形成する観点から、景観計画及び景観条例を策定するための文化的景観調査を実施した。2015年4月には、北大東村景観条例及び景観計画が施行されている。

2015年度からは、文化的景観保護推進事業国費補助を得て、「北大東村文化的景観保存調査委員会（委員長：高良倉吉琉球大学名誉教授）」を設置し、調査を継続した。

2016年9月に「北大東島燐鉍山遺跡調査報告書」（北大東島文化財調査報告No.1）がまとめられ、この成果に基づき、北大東島燐鉍山遺跡の史跡指定について文化庁にあてて意見具申が行われ、平成29年2月に国指定の史跡となっている。

2016年度からは、「北大東村文化的景観保存計画策定委員会（高良倉吉委員長）」に体制を移行し、重要文化的景観の選定に向けて、調査報告書及び保存計画の作成のための調査・検討を行った。

3 検討体制

1) 2015 年度

2015（平成 27）年度に「北大東村文化的景観保存調査委員会」を設置し、文化的景観に関する調査検討を行った。委員会の構成は次のとおりである。

北大東村文化的景観保存調査委員会

委員長	高良倉吉	琉球大学名誉教授
副委員長	服部 敦	中部大学教授
委員	上杉和央	京都府立大学准教授
オブザーバー	市原富士夫	文化庁文化財部記念物課調査官
	富田志恒	沖縄県教育庁文化財課
	金城 篤	沖縄県教育庁文化財課
事務局	仲嶺仁介	北大東村教育委員会教育長
	知花忠正	北大東村教育委員会教育課長
	浅沼拓道	北大東村教育委員会教育課（主担当）
	平良栄二	北大東村経済課長
	上間直也	北大東村建設課長
調査・資料作成	株式会社国建	石嶺一、山城一斗

2) 2016 年度・2017 年度

2016（平成 28）年度に「北大東村文化的景観保存計画策定委員会」を設置し、及び 2017 年度まで、文化的景観に関する調査及び計画検討を行った。委員会の構成は次のとおりである。

北大東村文化的景観保存計画策定委員会

委員長	高良倉吉	琉球大学名誉教授
副委員長	服部 敦	中部大学教授
委員	上杉和央	京都府立大学准教授
	沖山 昇	郷土史家、元北大東村教育委員会教育長
	平良 啓	沖縄県建築士会副会長
オブザーバー	市原富士夫	文化庁文化財部記念物課調査官
	金城 篤	沖縄県教育庁文化財課
事務局	仲嶺仁介	北大東村教育委員会教育長
	知花忠正	北大東村教育委員会教育課長
	浅沼拓道	北大東村教育委員会教育課（主担当）
調査・資料作成	株式会社国建	石嶺一、山城一斗

4 位置と保存対象範囲

1) 位置

北大東島は、沖縄本島より東方約 360km に位置する大東諸島の中の 1 島である。

保存対象となる字港は、北大東村の西側に位置し、燐鉱採掘のために整備された採掘場、生産施設、港湾施設、社宅街、鉱夫村などの当時の構造物が残されている。



図表 1-1 北大東島位置図



図 1-2 保存対象（申出）範囲位置図

2) 保存対象範囲（重要文化的景観の選定申出範囲）

「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」の重要文化的景観の選定申出範囲は、図 1-2 に示す赤線の範囲とする。

範囲の選定の基本的な考え方は、燐鉱山に由来する土地利用、生活・生業等の文化的景観を包含するため、燐鉱山を構成していた採掘場、生産施設、西港、社宅街、鉱夫村の存在していた範囲を包含することとした。

具体的には、燐鉱採掘場があった黒部岬周辺、黄金山及び玉置平の区域、社宅街及び鉱夫村（大正村及び下坂村）のあった区域、並びに西港の区域とする。西側及び北側の境界を海岸線（筆界）とし、南側の境界を大正村及び兜岩の南端までとし、東側の境界を行政区境を基本に黄金山を含む範囲までとする。

◆保存対象（申出）範囲図

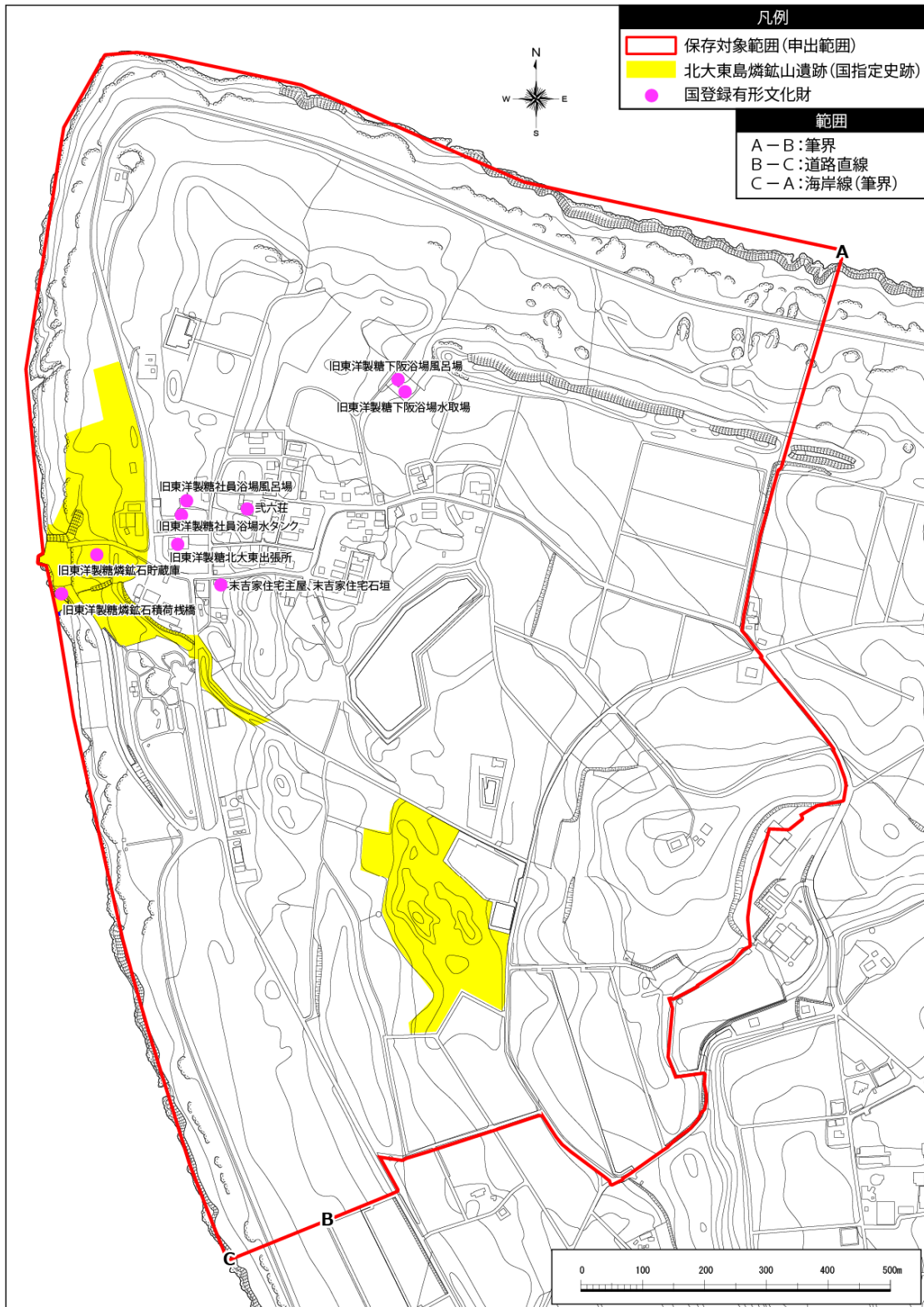


図 1-3 保存対象（申出）範囲図

5 重要文化的景観の申出についての考え方

保存計画策定委員会での調査検討、さらに沖縄県、文化庁との協議を経て、保存計画の対象範囲（重要文化的景観の選定申出範囲）を決定した。

北大東村は、隣接する南大東島とともに、立地、地形等の地理的特性に起因し、有史以来、永らく無人島であった時代を経て、明治期に入って開拓され、厳しい自然環境の中で独特な生活・生業を形成してきた歴史を持つ。こうした視点からは、北大東村全体、ひいては、南・北大東島全体として文化的景観の価値を評価すべきである。しかし、このためには、明治期の南洋開拓史や糖業の発展史の中で、南・北大東島の歴史的な位置付けを捉え直し、開拓、糖業に関する文化財の網羅的な調査が必要となり、調査研究、手続きの長期化が予想される。

このため、今回の対象範囲は、北大東村固有のものとして見られる燐鉱山に由来した文化的景観が形成、保存されてきた範囲に限定したものである。

将来的には、糖業も含めた開拓以来の全島の文化的景観について調査を進め、さらに、隣接する南大東村とも連携を図って調査を充実し、保存対象（重要文化的景観）の範囲拡大を目指すこととする。

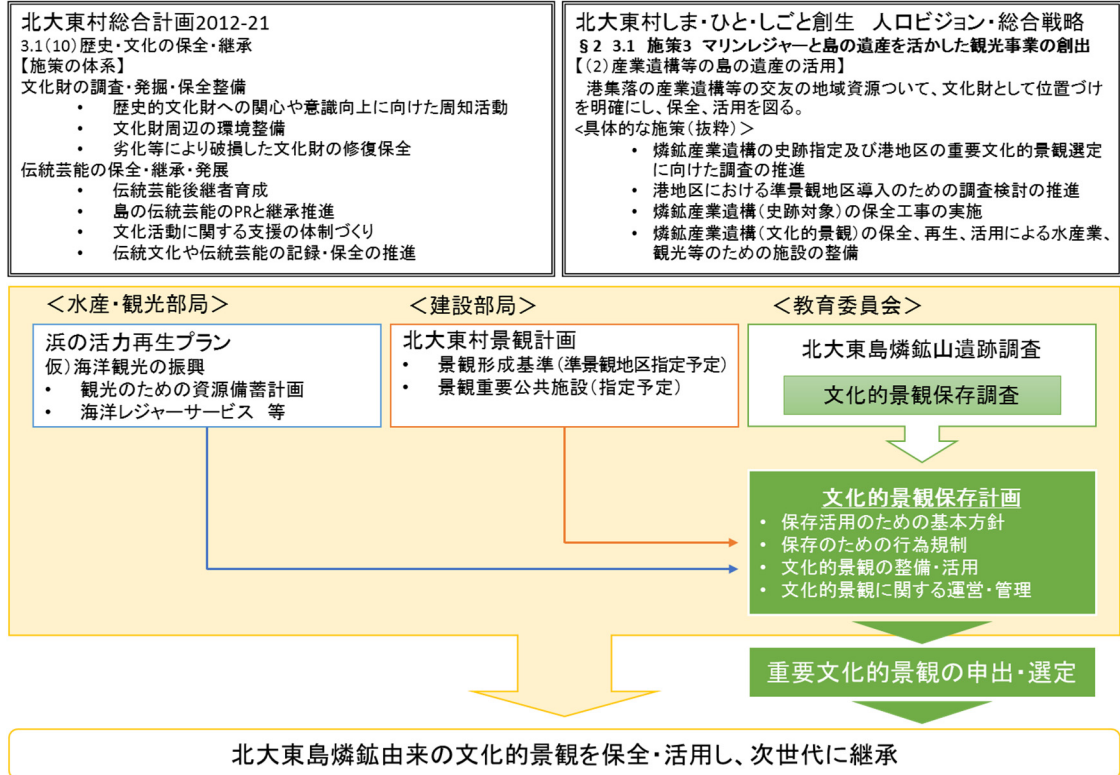
また、北大東村の行政区域には、同じく明治期に開拓されて燐鉱採掘の島として栄えた後、戦後は無人島に戻って米軍の射爆場となっている沖大東島がある。燐鉱山の開発経緯や開発主体が北大東島とは異なること、燐鉱山の建造物等がほとんど残存していないこと、無人島・射爆場として生活・生業が途絶していることから、沖大東島は当初から調査研究の対象外とした。しかし、将来的には、沖大東島の有効利用が図られる時代の到来が期待され、今後、燐鉱山の遺跡調査の可能性を探っていく必要がある。

上記の考え方より、今回は、「燐鉱山由来の文化的景観」の保存対象区域を重要文化的景観の選定を目指す第一次申出区域とするものである。

6 文化的景観保存計画の位置づけ

「北大東村総合計画」及び「北大東村しま・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の村の最上位計画に則しながら、関連計画と連動し文化的景観の保全・活用を図る。

北大東島の燐鉱山由来の文化的景観の位置づけ



第2章 文化的景観の本質的価値、構造及び現状

1 「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」の本質的価値

<本質的価値>

隆起珊瑚礁を起源とする特異な地形を持つ南洋の離島で、明治期に入って開拓が始まり、八丈島と沖縄の文化が混じり合うことで育まれてきた独自の自然・歴史・文化の上に、燐鉱山に由来して重層的に形成されてきた生活又は生業の景観と、西港を拠点に一貫して変わらない流通・往来の景観が一体となって現在に引き継がれ、島の未来へとつながる取り組みを生み出していることが、北大東島の燐鉱山由来の文化的景観が持つ本質的価値である。

ここでは、このような本質的価値を生み出してきた文化的景観の重層的な構造が形成されてきた過程を総括する。

<島の地形・地質の形成>

北大東島は、3つの島からなる大東諸島一つで、沖縄本島から東方約360kmの位置にある。

北大東島の景観は、「幕」と呼ばれる環状の岩稜を境にして、内側の「幕内」と呼ばれる中央低地と「外側」の環状丘陵地とで大きく異なる。幕内は、周囲を緑の岩稜に囲まれる中で、緩やかな傾斜が中央に集まっていく盆地であり、サトウキビ畑が広がる中で、中央に字中野の集落がある。この中にある限り、海は視界には入らない。一方、幕外では、環状丘陵地上にサトウキビ畑が広がり、海側は急峻な岩礁が立ち上がり、海成段丘を経て小さな外側の岩稜に至り、視線を反転させると「幕」と呼ばれる内側の岩稜の高まりが見え、エッジ（ふち）を感じさせる。

こうした隆起環礁に由来する調和的な景観の中で、島の北西部に異彩を放つ区域がある。この区域は、最高地点の黄金山山頂から続く島内で最も標高の高い区域であり、他の区域が海中に沈んでいた時代にも陸地であったために、海鳥の糞に由来する燐鉱を蓄えることができた区域である。

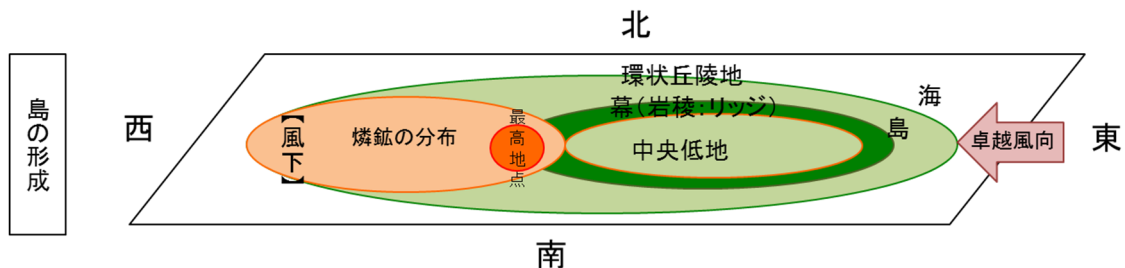


図 2-1 島の地形・地質の形成

＜開拓の歴史と混合文化の形成＞

南・北大東島は、永らく無人島であったが、八丈島出身の玉置半右衛門により開拓された。先に開拓された南大東島では当初より糖業が主要産業であったが、北大東島では、燐鉱山が発見されたため、燐鉱採掘を主とし、糖業を従とする産業構造が成立した。明治期において食料増産のため、人工肥料の原料となる燐鉱石の需要が高まったが、海外からの輸入に頼っていたため、数少ない国内の燐鉱石の産地である北大東島・沖大東島は希少な存在であった。特に、第1次、第2次世界大戦中には海外からの輸入の多くが途絶えた際には重要な役割を担った。沖大東島が終戦と同時に閉山してからは、国内唯一の産地であった。

また、南・北大東島では、八丈島からの移民と沖縄各地から募った労働者が地域社会を形成し、沖縄県内でも珍しい独自の混合文化を形成した。沖縄の伝統的な年中行事が営まれる一方で、江戸相撲、神輿祭り、八丈太鼓などの八丈島の文化が息づいている。

＜隆起環礁地形に由来する北大東島の景観の基礎構造の形成＞

島の北西部では燐鉱採掘が行われ、採掘場、生産施設、社宅街、鉱夫村などで構成される独特の景観が形成された。この景観の中心核として、私企業による島全体の経営という独自の体制を象徴する北大東島出張所が置かれた。

さらに、この区域には、独特の景観を育むことになる流通・往来の拠点である西港が建設された。大東島地域の年間の卓越風向が東風であるために、風下となる島の北西端が港として最適と判断されたためである。

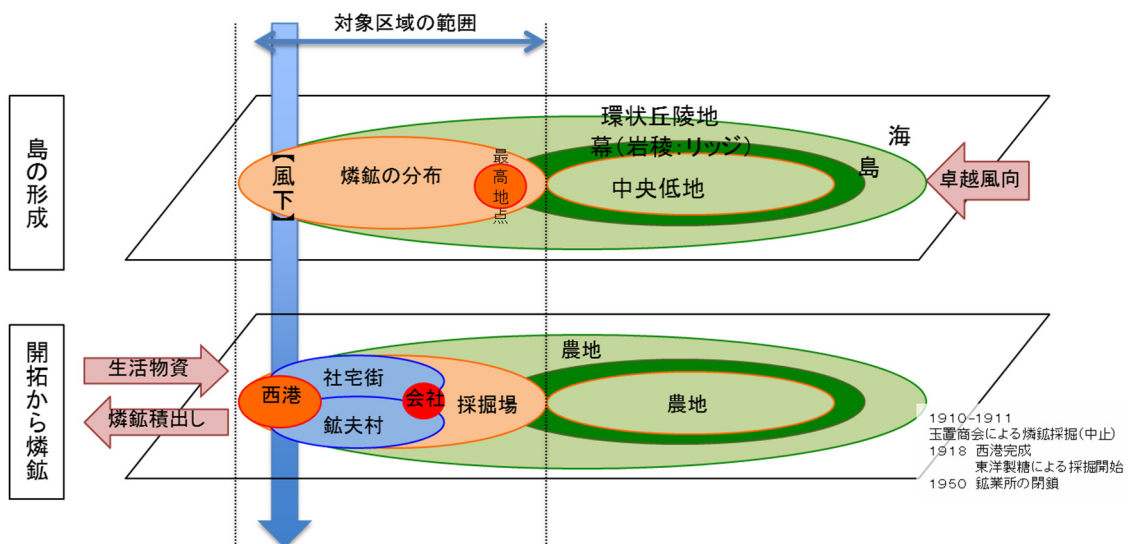


図 2-2 隆起環礁地形に由来する北大東島の景観の基礎構造の形成

＜基礎構造の上に成立した生活・生業＞

こうして、地形地質と気象の特性が開拓者たちに影響を及ぼし、島の北西部に燐鉱山が誕生した。燐鉱山は島の産業の基盤となり、また、西港は遠隔離島に不可欠な流通・往来の玄関口となった。この上に、島の生活・生業の基礎が築かれ、定住の歴史の起点となった。燐鉱山の建設のために大量に切り出されたドロマイトが、建造物の石組みや石垣に利用されて独特の景観を創り出した。

社宅街には、燐鉱山を経営する社員などが居住し、鉱夫や農家の居住エリアと比べて経済的に豊かであり、堅牢な構造の住宅、夜間の電気の灯りなど、生活の水準も高かった。定期船や燐鉱積出船の入港に伴う荷役や人の出入りを始め、会社が経営する売店での買い物、映画上映会などのイベントの開催など、全島から住民が集まり、賑わいがあった。少数ではあったが、漁師が漁労を営み、魚市場では鮮魚の販売やマグロ節の製造販売などが行われた。漁労、海運の無事を祈願するため、戦争中には金刀比羅宮が建立された。中心部の池からは遠く、天水を確保するために相当な工夫・努力が必要であり、コンクリート製の水取場が生まれた。海に近く、台風の強烈な被害を受ける一方で、夏のベタ風の時には海水浴などを楽しんだ。

険しい岩礁のために定期船が接岸できないことから、西港にはマストクレーンが設置され、舢（はしけ）を用いた荷役の風景が生まれたのもこの頃である。

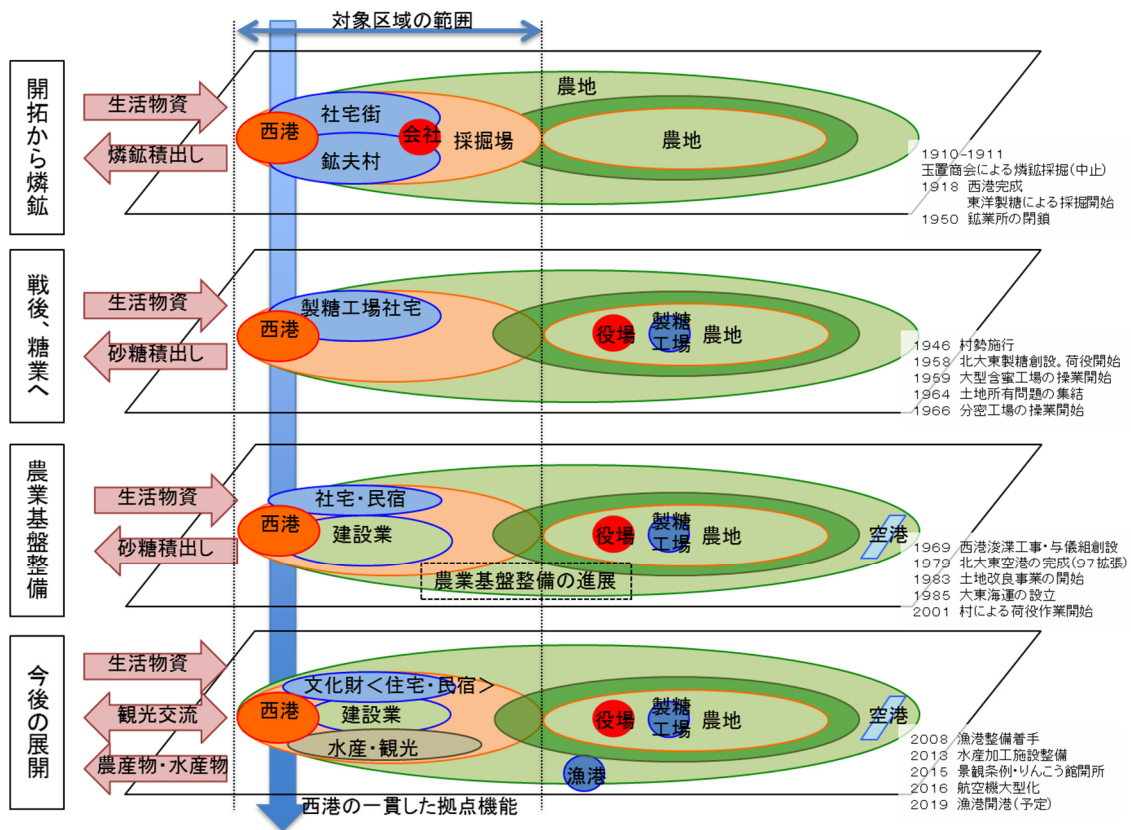


図 2-3 港及び燐鉱山由来の景観の重層構造

<戦後の主要産業の転換>

太平洋戦争を経て、燐鉱山が廃止された後、島の主要産業は糖業へ移り、同じ頃、私企業による経営から村制へと統治の構造も変化した。村役場や製糖工場が、中央低地の中心部に整備され、島の基本構造は、本来の隆起環礁地形に基づく同心円状のものへと変化したが、燐鉱山の社宅を製糖工場が同じく社宅として引き継ぎ、社宅街は引き続き字港の集落として維持されていた。【図 2-3 の第 2 段階】

比較的収入が安定している製糖工場の社員が居住したことから、農業基盤が整備される以前は、字港の集落も経済的な豊かなエリアと見られていた。西港は引き続き島の流通・交流の拠点であり、空港が整備されるまでは、定期船の入港時には人の出入りで大いに賑わった。荷物も人も家畜も車もクレーンに吊られて出入りする光景は独特のものとして定着した。魚市場も存続し、小規模ながら水産業の拠点として、漁労やマグロ節製造などの加工の技術は継承された。金刀比羅宮では毎年祭礼が営まれ、奉納相撲の景品に海産物が供される慣習が根付いている。一方で、採掘場があった広大なエリアは埋め立てられ、サトウキビ畑やため池として利用されている。採掘場跡のサトウキビ畑の土壌は地力に富み、地元の農家はリンコージと呼んでいる。燐鉱山の財産が、現在の生業である糖業の中に活かされている。

<基盤の強化と新たな産業への展開>

1980 年代以降、糖業の生産性の向上を目指して、農業基盤整備が急速に進展するようになると、燐鉱関連施設の跡地に建設業者の事業所、飯場、資材置場が形成されていき、字港を拠点として、島内の公共事業が展開されていた。社員倶楽部であった式六荘は民宿となり、建設関係の労働者を受け入れるようになった。戦前から続く水産業も、依然として零細ながら、字港に駐船場、魚市場などの施設整備が進んでいった。こうして、島の中心拠点としての位置づけを字中野に渡しつつも、燐鉱採掘時代の施設等を活用し、建設業をはじめ、水産業、観光業などの生業が営まれるようになった。【図 2-3 第 3 段階】

さらに、漁港の整備が進展する中、水産業・観光業の本格展開が期待され、字港の集落には水産加工施設、海洋レジャー施設の整備が行われるとともに、燐鉱山遺跡をはじめ、燐鉱採掘時代の遺構を文化財として活用する取組みも進んでいる。今後の北大東島の持続的な発展のためには、定住・交流の促進が不可欠であり、文化的景観を活かしつつ、定住・交流のための機能の拡充が字港の集落には求められている。なお、漁港が完成しても、西港は引き続き定期船のための主要港であり、クレーン荷役の光景は今後も変わらない。

【図 2-3 の第 4 段階】

<西港の一貫性>

このように、字港の集落には、燐鉱山由来の重層的な生活・生業の景観が形成されてきた。一方で、西港は一貫して、島の流通・往来の玄関口として、字港及び島全体の定住を支えてきた。補完港としての北港・江崎港の整備、島の東部における空港の建設、島の南部における漁港の整備など、島の流通・往来の玄関口は多様化してきたが、西港は依然として、大量物流の拠点であり、海を通じて沖縄本島とを結ぶ往来の玄関口であるという性格は変わらない。【図 2-1 貫く矢印図形】

<近代化産業遺産としての価値>

日本国内の燐鉱石の産地は、北大東島以外に、代表的なものとしてラサ島がある。ラサ島の燐鉱施設は終戦とともに放棄され、戦後は無人となり、現在は米軍の射爆場となっている。航空写真等から燐鉱産業遺跡の残存は確認できず、射爆場であることから今後の発掘・保全の可能性は低い。この他、南鳥島、能登島においても、1907（明治 40）年より燐鉱石の生産が行われていたが、いずれも事業規模は小さいまま廃鉱となった。また、波照間島でも実際に 1938（昭和 13）年頃から燐鉱採掘が行われたが、太平洋戦争の開始に伴い終了した。いずれも燐鉱採掘の状況を伝えるまとまった遺跡は残されていないことから、北大東島の燐鉱山遺跡は、採掘、加工、貯蔵、積出といった一連の工程からなる生産システムの全体の姿を現代に伝える国内唯一の遺跡である。

近年、近代化産業遺産の価値に対する評価が高まっており、2014 年 6 月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」、2015 年 7 月に端島（通称「軍艦島」）を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録された。

こうした状況において、北大東島に残る燐鉱石貯蔵庫跡や積荷棧橋跡、燐鉱採掘場跡等の燐鉱生産施設群は、『これほど大規模に燐鉱生産施設が残るのは北大東島のみであり、唯一国内に現存するものとして貴重である。我が国近代農業を支えた燐鉱採掘産業の歴史を知る上で重要である。』と評価され、「北大東島燐鉱山遺跡」として 2017 年 2 月に国の史跡に指定された。

<地域の活動と認識>

北大東村景観計画（平成 27 年度施行）において、燐鉱産業遺構群が残る字港周辺を景観形成の最重点地区として位置づけており、遺構群を活かしながら、かつて字港に形成されていた美しい集落景観を再生する取り組みが始まっている。

これまで、ドロマイトの組積造の壁面のみが遺っていた北大東島出張所を往時の姿に近い形で復元するプロジェクトを契機として、2014 年からの文化

的景観の保存調査の実施及び保存計画の検討を通して、地域住民を対象としたワークショップを開催し、字港に残る特徴ある景観や歴史文化の価値を議論・共有し、文化的景観保全に対する意識を高めてきた。

2015年には、島外在住の北大東出身者及びその他県民等を対象に、沖縄県立博物館・美術館において、「北大東の景観」展及びシンポジウムを開催し、北大東島の文化的景観に関する情報発信とともに、出張所を復元した「りんこう交流館」での凱旋展示を行って、島内への普及促進も図っている。

2016年には、「北大東島燐鉱山遺跡」の史跡新指定に関する文化審議会（11月）の答申受け、11月に島民を対象とした燐鉱石採掘場跡及び貯蔵庫跡周辺を巡る「りんこうウォーク」、12月に青年会を中心に「燐鉱石採掘場跡清掃活動」が実施された。

こうした取り組みから、燐鉱産業遺構群を中心に字港の文化的景観に関する価値に対する認識が高まり、字港の住民のみならず島民全体に波及しつつある。

<保全措置の緊急性>

1950年まで稼働していた燐鉱山の施設群は、閉山以降は、一部が製糖工場の倉庫や社宅、民宿などに活用されたが、多くは、海岸に近い立地に伴う厳しい環境圧、道路整備、生活の変化などに伴って、滅失・損壊が進んでいる。特に、台風の巨大化などにより、海岸付近にある遺構は損壊の進行が著しい。このため、早急に応急的な損壊防止措置を講じるとともに、本格的な保全措置のための検討を進める必要がある。

2 燐鉱山由来の景観の構造

燐鉱山由来の景観について、景観区分及び景観単位を地形条件、土地利用等から分類し、景観構成要素を整理する。

地形条件	燐鉱採掘時の土地利用	景観区分	景観単位	
隆起環礁 環状丘陵地	岩礁地帯 (海食崖)	西港	西港地区	西港
	海岸段丘	生産施設	燐鉱山地区	燐鉱生産施設遺跡
		外側岩稜 (海側) ・ 平坦地 ・ 内側岩稜 (幕)		社宅街
	大正村			港集落東 (旧社宅街)
	下坂村			旧大正村及び周辺
	岩礁地帯 (海食崖)	別荘地		旧下坂村及び周辺
		採掘場	燐鉱採掘場跡	玉置平・黄金山
		黄金山		黒部岬
	玉置平			

図 2-4 景観区分と景観単位

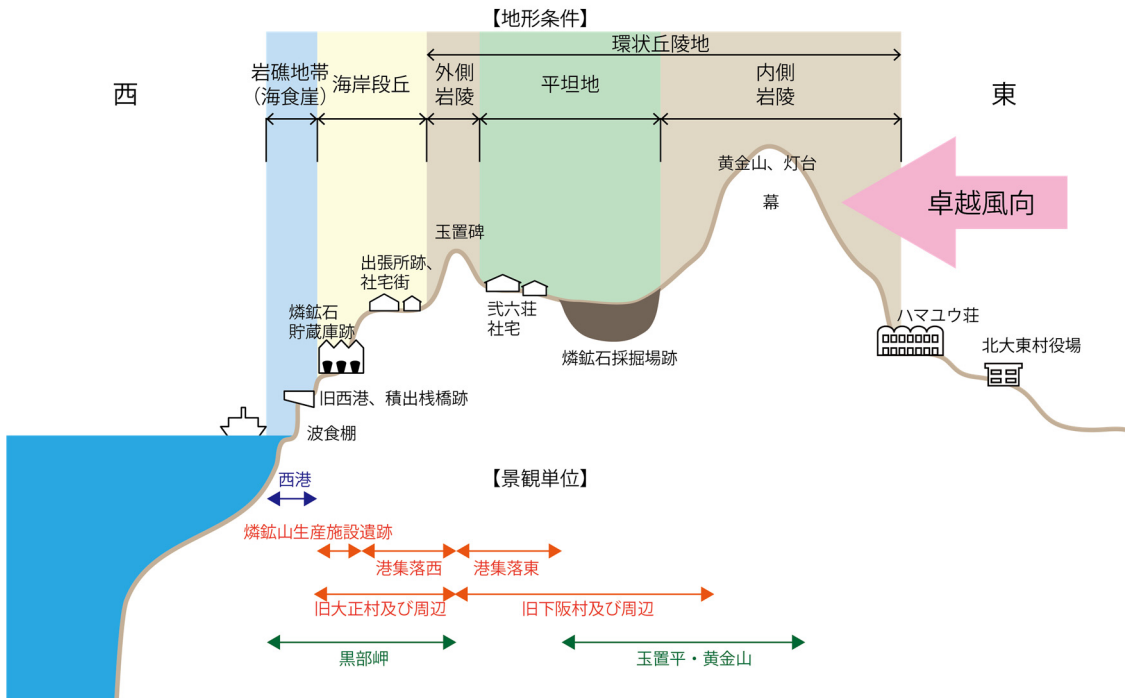


図 2-5 燐鉱山由来の文化的景観の構造断面図

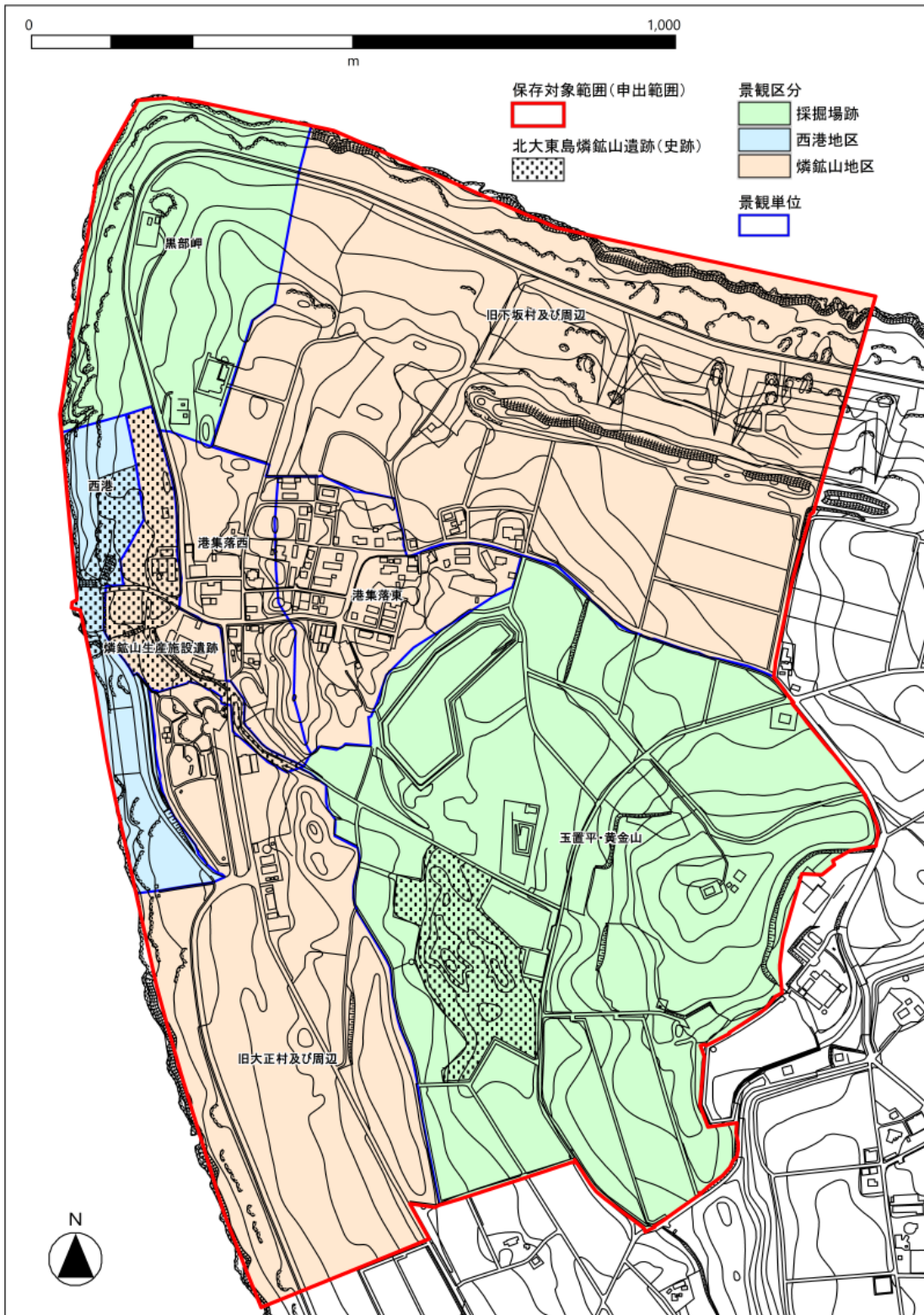


図 2-6 景観区分及び景観単位

◆景観単位別文化的景観の構造

※文字網掛け：史跡 下線：登録有形文化財

区分	単位	燐鉱山由来の景観の構造				
		人工構造物	生活・生業	土地利用	自然環境	地形
西港	西港	燐鉱山遺跡（積荷棧橋跡、荷揚げ場跡、船揚げ場跡、舥倉庫跡、巻き揚げ機置場跡）	荷役、乗下船漁撈、釣り、海水浴	港湾	磯の生物、回遊魚、海岸植生	海岸岩礁
	燐鉱生産施設遺跡	燐鉱山遺跡（貯蔵庫跡、ドライヤー跡、第4・7倉庫跡、日乾堆積場跡、燐鉱露頭、トロッコ軌道跡、火力乾燥場跡、火薬庫跡）	水産加工、サトウキビの保管	水産施設用地（水産加工施設、駐船場）、糖業用倉庫、道路	海岸植生	海岸段丘
燐鉱山	港集落西（旧社宅街）	出張所遺構（りんこう交流館）、第1-3倉庫遺構、備員倶楽部遺構、発電所遺構、末吉邸（旧魚市場）、社宅遺構、所長住宅跡、社員風呂場跡、街区、ドロマイト石垣群、玉置半右衛門碑、金刀比羅宮	離島への定住、祭り（相撲）、参詣、魚の販売、マグロ節製造、飲食	住宅用地、交流施設用地、神社、道路	海岸植生	海岸段丘、玉置碑の丘陵（外側岩稜）
	港集落東（旧社宅街）	社宅遺構、社員倶楽部跡（式六荘）、医師住宅跡、病院跡、大阪長屋跡、ドロマイト石垣群、街区	離島への定住、宿泊・販売・飲食、建設業	住宅用地、公民館・広場、建設用地、道路	集落植生	玉置碑の丘陵（外側岩稜）、平坦地
	旧大正村及び周辺	大正村大衆浴場遺構	（牧場）、余暇・レジャー、建設業、陸上養殖	公園、建設業用地、海水利用施設用地（海水淡水化施設、陸上養殖施設）	海岸植生	海岸段丘、兜岩（外側岩稜）
	旧下坂村及び周辺	下坂村大衆浴場遺構	（牧場）、サトウキビ栽培	農地<リンコージ>、残岩置場（大東ピラミッド）	サトウキビ、防風林	喇叭鯨（外側岩稜）、平坦地
	燐鉱採掘場跡	黒部岬	黒部トンネル跡	（廃棄物処理）、暴露試験、釣り	廃棄物処理場跡、暴露試験施設、道路	磯の生物、回遊魚、海岸植生
	黄金山	燐鉱山遺跡（採掘場跡）、守備隊壕遺構	サトウキビ栽培、	農地<リンコージ>、ため池、灯台	サトウキビ、防風林、採掘跡地の植生	黄金山（内側岩稜）、採掘場跡の地形（平坦地）

3 文化的景観を形成する構成要素

1) 西港地区

【地形概況】

北大東島の西側に位置し、海から切り立つ海食崖を大きく削って構築された新旧荷揚げ場という 2 つの土木構造物により形成されている。海からは、島の周囲を囲む険しい岩礁の連続の中に、玄関口が開かれているように見える。また、西港北側には、岩礁を切り開き、コンクリート製の斜路（船揚げ場跡）が形成されている。



図版 2-1 旧西港及び新西港（空撮）

【植生概況】








周辺の岩礁上には、アツバクコ、ダイトウワダン等の岩礁植生が分布している。

【利用状況】

- 北大東島西側は年間を通して凧の日が多いため、この場所に港を開港した。
- 旧西港は燐鉍積出用に 1918（大正 7）年に整備され、燐鉍採掘終了後も物品・資材の流通、人々の往来の場として、現在の西港が整備されるまで使用された。
- 1995（平成 7）年には新西港が整備され、流通・往来の場としての利用は続いており、今後も続いていく。
- 西港は開拓時代から一貫して、北大東島の流通及び往来の玄関口として、港集落及び北大東島民の生活を支えてきた。

- 西港の他、北に北港、南に江崎港があり、風向きによって荷役・乗降場所を変えている。いずれの港も船舶の接岸ができず、停泊には沖合に設置した係留ブイを利用し、荷役や人の乗降は岸壁上に設置されたクレーンによって行われている。西港では開港以来、固定式のデリックと舢による荷役が行われており、この光景は現在のクレーン荷役に受け継がれている。
- 漁船の入出港についてもクレーンによって行われ、空飛ぶ漁船として親しまれている。西港では船揚場から漁船が出入りしていたが、クレーンを用いる方法に移行した。
- 西港は島民のレジャーの場として、釣り場や海水浴場として利用されている。
- 漁港の完成により、漁船の出入りは漁港で行われるようになるが、クレーンによる物品の荷役や人の乗降の風景は今後も続いていく。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造物	燐鉱山生産関連遺構群（北大東島燐鉱山遺跡<国指定史跡>）			
	【国登録有形文化財】 積荷棧橋跡	燐鉱貯蔵庫と一体となって、燐鉱石を積み出すための最終施設である。棧橋と燐鉱石貯蔵庫は平面で結ばれていたが、現在の西港を整備した際に設けられた道路により、分断されている。	○	
	荷揚げ場跡	周囲が険峻な岩礁で囲まれており、船舶が容易に近づけなかったため、海面から約 10m の高さに平坦な荷揚げ場を設け、固定式のクレーンにより海上の舢舨との間で物資の揚げ降ろしを行った。船舶は沖合に停泊し、舢舨が運搬を担った。	○	
	船揚げ場跡	荷揚げ場と共に整備した、舢舨や漁船の揚げ降ろしを行うための施設ものである。ダイナマイトで岩礁を破碎して整備したコンクリート製の堅牢な構造物である。	○	
	舢舨倉庫石垣跡	船揚げ場の上部には組積造の舢舨倉庫と木造茅葺きの造船所があった。高さ約 2.3m の石灰岩の野面積みの石垣が築かれており、西風を防いだものと考えられる。	○	
巻き上げ機 置場跡	巻き揚げ機の小屋はすでに滅失しており、赤錆びた巻き揚げ機（昭和 20 年設置のもの）が残されている。木造の造船所は滅失しているが、舢舨倉庫は西側の外壁といくつかの支柱を残している。	○		
土地 利用	港湾			
	新西港荷揚げ場	現在の西港の荷揚げ場が整備されたのは、1995（平成 7）年である。急峻な地形により外かく施設の整備が困難なため、船舶は直接接岸できず、停泊には沖合に設置した係留ブイを利用し、荷役や乗客の乗降は岸壁上に設置されたクレーンによっている。	○	
地形	海岸			
	岩礁地帯 及び波食棚	隆起珊瑚礁によって形成された北大東島の特徴ある険峻な海岸。波打ち際は波食のために削られてできた、ほぼ平らな棚状の地形（波食棚）が形成されている。	○	

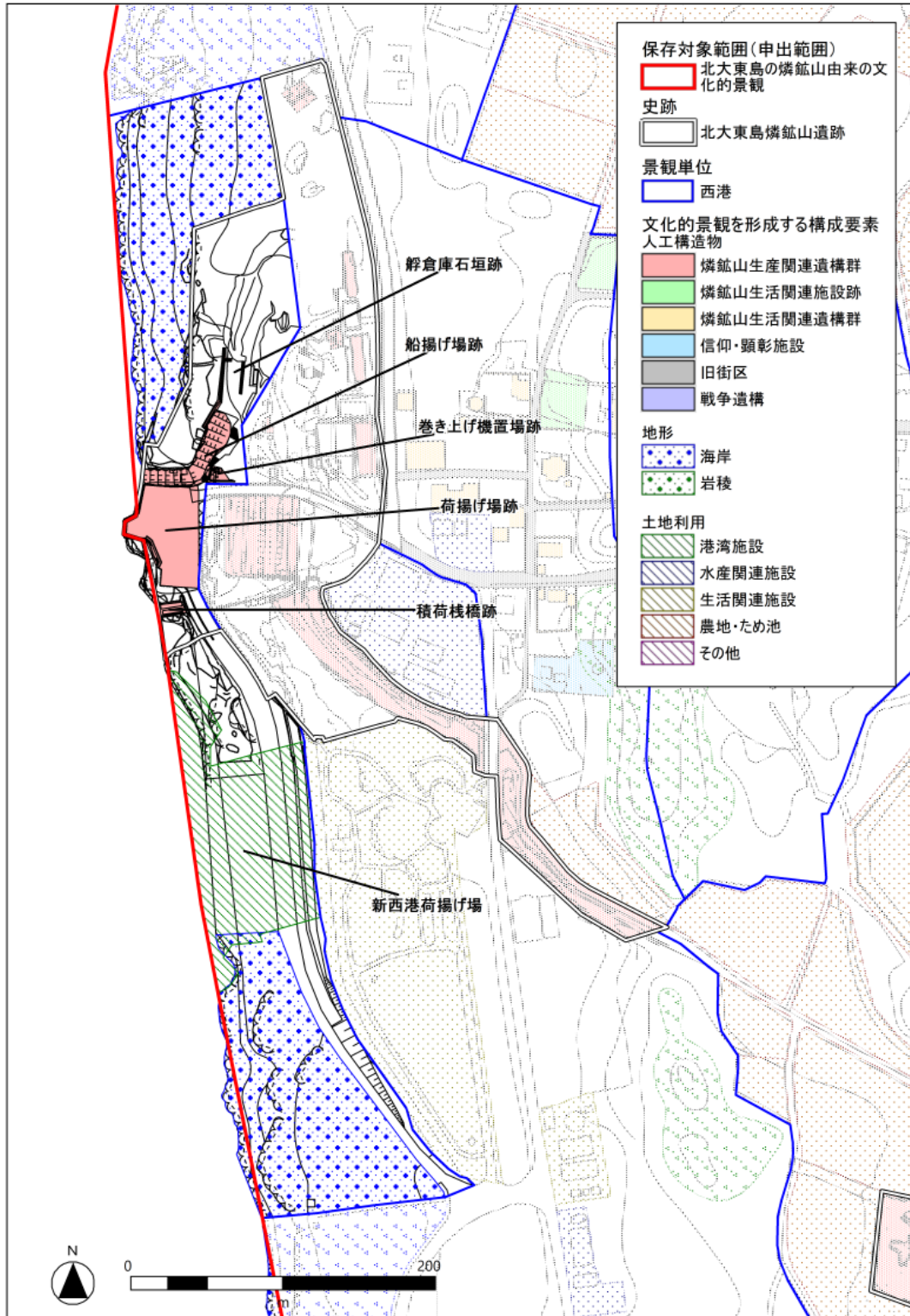


図 2-7 西港地区の景観構成要素分布図

2) 燐鉱山（りんこうやま）地区

①燐鉱山生産施設遺跡

【地形概況】

西港に隣接し、海側の急峻な岩礁から続く緩やかな海成段丘に、燐鉱を生産するための施設群が整備され、遺跡として残っている。



図版 2-2 北大東島燐鉱山遺跡（空撮）




【植生概況】

西港地区同様に岩礁植生帯であり、アダン群落が分布する。また、北大東島開拓後に侵入したと思われるギンネムも分布し、一部の燐鉱施設群を覆っている。

【利用状況】

- 燐鉱産業の終了後、生産施設群のほとんどが、放置され破壊が進んでいる。
- 一部の施設は、遺跡として現存しているが、道路整備や老朽化等により滅失した施設もある。
- 現存する倉庫について、最近まで糖業用倉庫として活用されていた。
- かつて燐鉱山の生産施設があった敷地の一部は、西港に近接するという立地特性から水産施設用地へと土地利用が変換され、北大東村の水産業の拠点として活用されている。漁港整備後も、引き続き、水産業及び海洋レジャーの拠点としての機能が期待されている。
- 現存する生産施設群については、当該地区外にある旧西港及び黄金山採掘場跡を含め、平成 29 年 2 月に国指定の史跡となっている。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連 (景観特性など)	重要 構 成 要 素	写真等
人工 構 造 物	燐鉱山生産関連遺構群（北大東島燐鉱山遺跡<国指定史跡>）			
	【国登録有形文化財】 燐鉱石 貯蔵庫跡	燐鉱石貯蔵庫は、燐鉱石を貯蔵するための施設で、燐鉱採掘の一連の生産システムを現在に伝える貴重な遺跡である。特に、西港周辺の景観を象徴するランドマーク的な存在として内外の認識も高い。	○	
	ドライヤー建 屋跡	水分を多く含む燐鉱石を熱風により乾燥させる施設である。戦時中に木造の建て屋は破壊され、戦後は耐火煉瓦造の構造物と乾燥機が露出したままで放置され、崩壊が進んだ。現在は、廃墟として独自の景観を形成している。	○	
	火力乾燥場跡	燐鉱生産施設の一つ。道路整備により、ほとんどが滅失しており、支柱の一部が残っている。	○	
	水タンク跡	燐鉱生産施設の一つ。事業用の水を溜めた水タンクの跡が残っている。	○	
	日乾堆積場跡 燐鉱露頭	水分を多く含む燐鉱石を地面の上に広げ、天日により乾燥するための場所である。鉱山閉鎖後、積み出されなかった燐鉱石が堆積したまま放置された。現在、堆積した燐鉱石が露頭となっているのを確認することができる。	○	
トロッコ軌道 跡	戦前の航空写真及び古地図によりトロッコ軌道が敷かれていたことが分かっており、現存する道路の線形と一致している。これらのうち、堆積場と接する道路部分はトロッコ軌道があった蓋然性が高いため、堆積場と一体のトロッコ軌道跡として認識することが可能である。	○		

類型	構成要素	文化的景観との関連 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
	火薬庫跡	施設群の整備に際して、堅固な岩礁を破砕するためにダイナマイトを用いる必要があり、火薬類を保管するために設けられた施設である。火薬庫跡は長期間放置されていたために深い植生に覆われている。	○	
	第4倉庫跡	物資の保管のために組積造の倉庫が数多く建設されており、第4倉庫はその一つである。戦後は製糖工場の物資の保管倉庫となり、最近まで使用されていた。近年の台風により、屋根が失われ、劣化の進行が懸念される。	○	
	第7倉庫跡	外壁の一部と内部の煉瓦造の設備が残っており、酒造所の一部ではないかと考えられる。	○	
土地利用	水産関連施設			
	駐船場	操業時以外は陸揚げされて漁船が置かれる駐船場が整備されている。操業時には漁船は操船場から車で引かれて港の荷揚げ場まで行き、クレーンで海に降ろされて出港する。入港時もクレーンで陸に揚げられて水産加工場で水揚げをする。	—	
	水産加工施設	西港及び各港で水揚げされた鮮魚類は水産加工施設へ運搬される。低温で衛生管理を徹底した施設で鮮魚を処理し、鮮度保持効果の高いスラリー氷を使って保管し、本島への出荷に備える。島内消費の分は、魚市場に運ばれ、切り身で販売している。	—	

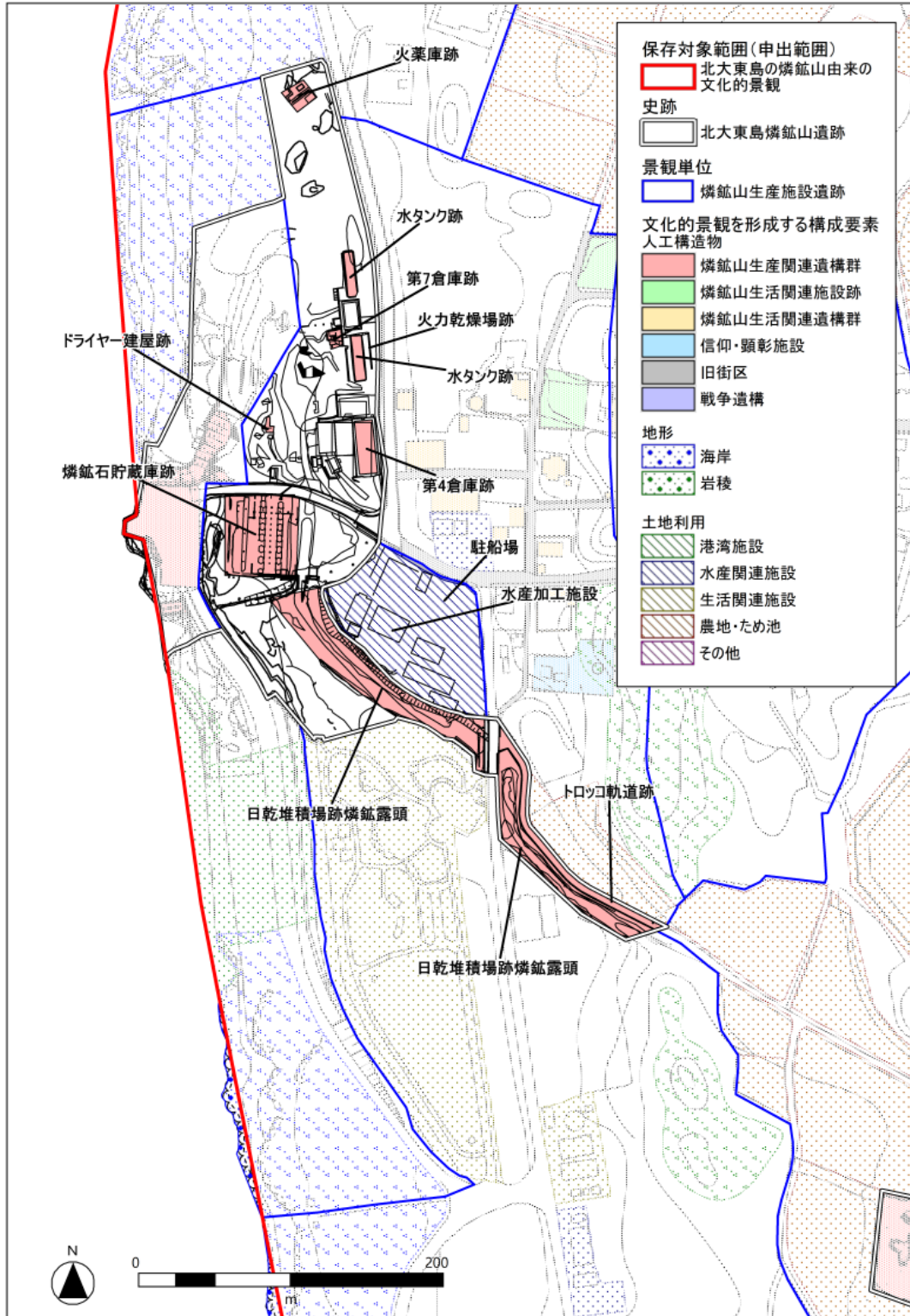


図 2-7 燐鉱山地区 燐鉱山生産施設遺跡の景観構成要素分布図

②港集落西（旧社宅街）

【地形概況】

港集落は玉置半右衛門碑のある丘を含む岩稜を境に地形が異なる。岩稜の西側は海成段丘の地形であり、出張所附近に上級社員の宿舎などが集積した区域である。整然とした比較的広い区画で構成されている。



図版 2-3 港集落西側（空撮）

【植生概況】

港集落西の植生は、玉置半衛門碑の外側岩稜上にアダン群落が分布する。また、集落跡地にはギンネム等の雑木が生い茂り、集落景観の阻害要因となっている。

【利用状況】

- 字港の集落は、燐鉍採掘時代の社宅街を起源に持ち、当時の敷地区画の構成を受け継いでいる。
- 集落西は、出張所、倶楽部、発電所などの生活関連遺構が残されており、社宅街の姿を色濃く残す特有な景観を有している。
- 戦後、社宅は民家及び製糖工場の社員宿舎へ、倉庫は製糖工場又は建設業の資材置き場へと用途が転換している。
- 2015年に出張所遺構は、海洋レジャーの拠点及び燐鉍採掘の歴史を展示する施設「りんこう交流館」としてリニューアルオープンした。当館は、飲食店としても活用されており、地域住民の憩いの場となっている。
- 燐鉍採掘時代には、島内で唯一、電気の光が灯ったエリアであり、りんこう交流館の灯りが再び字港の夜を照らしている。
- 集落の高台には、大東島開拓の功績を記念する玉置半右衛門碑があり、毎年11月1日は礼拝が行われる。西港や集落景観を一望できる視点場である。
- 金刀比羅宮は航海安全と大漁を祈願したお宮で、毎年10月10日は金刀比羅宮際が行われ、相撲が奉納される。金刀比羅宮際の賑わいの風景は、北大東島の特徴ある祭りの景観の一つである。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造 物	燐鉱山生活関連遺構群			
	【国登録有形文化財】 北大東島出張 所遺構（りん こう交流館）	燐鉱採掘を中心に島の経営を取り仕切る事務所と生活物資の販売を独占的に行う販売所とからなるドロマイトの組石造りの複合施設である。戦後は、廃墟のまま放置されてきたが、海洋レジャーの拠点及び燐鉱採掘の歴史の展示施設として、2015年9月に「りんこう交流館」として開館した。	○	
	階段式倉庫遺 構（第1-3倉 庫跡）	階段状に3連で建てられた倉庫がある。東側から順に第1倉庫、第2倉庫、第3倉庫と呼ばれている。現在、第1及び第2倉庫は破壊が進んでおり、第3倉庫も屋根が失われ、崩壊が進んでいる。	○	
	傭員倶楽部遺 構	社員・雇員の下に位置づけられていた傭員のための娯楽施設であり、独身傭員のための寮もあった。戦後は、村制施行の際に最初の村役場として一時期利用された後、製糖工場の社宅として利用されていたが、無人となり、台風被害を受けて屋根がなくなってからは崩壊が進んでいる。	○	
	発電所遺構	出張所、社宅等の施設に送電するための施設であったと考えられる。建物は特徴的な意匠であり独特な景観をなしている。また、発電所からの配電に用いられた電信柱の支柱跡が各所に残されている。	○	
	【国登録有形文化財】 末吉邸 (旧魚市場)	建造物はドロマイトの組石造りで、敷地囲いの石垣もドロマイトの布積みで特徴ある意匠形態である。戦前は漁師の元締め居宅であり、魚市場を営んでいた。現在は、末吉家が住宅として使用している。	○	
社宅遺構①	ドロマイトの石垣に囲まれ(北・東・南)、主要出入口は南側に配置されている。室内の大きな改変は見られないことから、当時の間取りを維持していると考えられる。戦後、一部を改修した痕跡は見られるが、当時の社宅の建築意匠を残している。	○		

社宅遺構②	<p>建物北側と北東角にわたって石垣が確認できる。母屋のほかマグロ節工場がある。室内の大きな改変は見られないことから、当時の間取りを維持していると考えられる。戦後、一部を改修した痕跡は見られるが、当時の社宅の建築意匠を残している。</p>	○	
社宅遺構③	<p>平成 4 年に基礎部分を残し全面改築されたが、社宅の外観を偲ばせる意匠となっている。</p>	—	
【国登録有形文化財】 社員風呂場遺構 (水タンク遺構含む)	<p>北大東島出張所の北側に位置する社員が利用した共同浴場である。浴場は屋根の曲線、棟や軒周りの意匠など全体に洋風の好みが見られる。浴場の北東には、8 角形の貯水タンクが隣接して設けられている。</p>	○	
無線通信所遺構	<p>戦前、南・北大東島は無線電話でつながれており、本土、沖縄本島とは南大東島を経由して無線通信で連絡をとっていた。現在、屋根はなくなっているが、ドロマイトの石積み造の壁体の一部が残っている。無線通信所の東側の岩稜の上には 2 本のアンテナが備え付けられていた。</p>	○	
ドロマイト石垣群	<p>社宅の周囲には、耐風対策として島産の岩石ドロマイトの石垣が設けられた。多くの社宅はすでに滅失しているが、ドロマイトの石垣は集落の各所に散在している。ドロマイトの石垣は特徴ある集落景観を形成している。</p>	○	
隣山生活関連施設跡地			
所長住宅跡	<p>出張所附近に建設された社宅群の北東端にあった、トタン葺き寄せ棟屋根の木造和風建築である。戦後も住居として利用されていたが、2000 年前後に滅失した。現存する敷地囲いには、ドロマイトの石積みの他レンガも使用しており、独特の外観を有している。</p>	—	

信仰・顕彰施設			
	玉置半右衛門碑	大東島の開拓者である玉置半右衛門を記念する碑が建てられている。戦前に木製で建てられたものをコンクリート製で建て替えたものである。毎年11月1日の玉置翁の命日には、有志が集まって礼拝を行っている。	○ 
	金刀比羅宮	毎年10月10日を定例日として、航海安全と大漁を記念して例祭が行われる。例祭では、奉納相撲が行われる。参道の両側にドロマイトの石積みがあるのも北大東島らしい風景である。	○ 
旧街区			
	街区 (集落道)	現在も燐鉱産業時代に形成された集落道の線形が残されている。北大東島では唯一、概ね基盤の目状の街区が形成されている。	○ 
	街区 (県道)	燐鉱採掘時代に形成された集落道の線形を基本に整備された道路である。島の中心部と西港をつなぐ島民にとって主要な生活道路でもある。	○ 
土地利用	水産関連施設		
	魚市場	水揚げされた鮮魚類は水産加工施設で下処理を経た後、魚市場で切り身として販売される。主に、マグロ、サワラが販売されている。	— 
地形	岩稜		
	玉置碑の丘陵	丘の頂上には玉置半右衛門碑が建てられている。この場所から西港及び集落を見下ろすことができる、良好な視点場でもある。	○ 

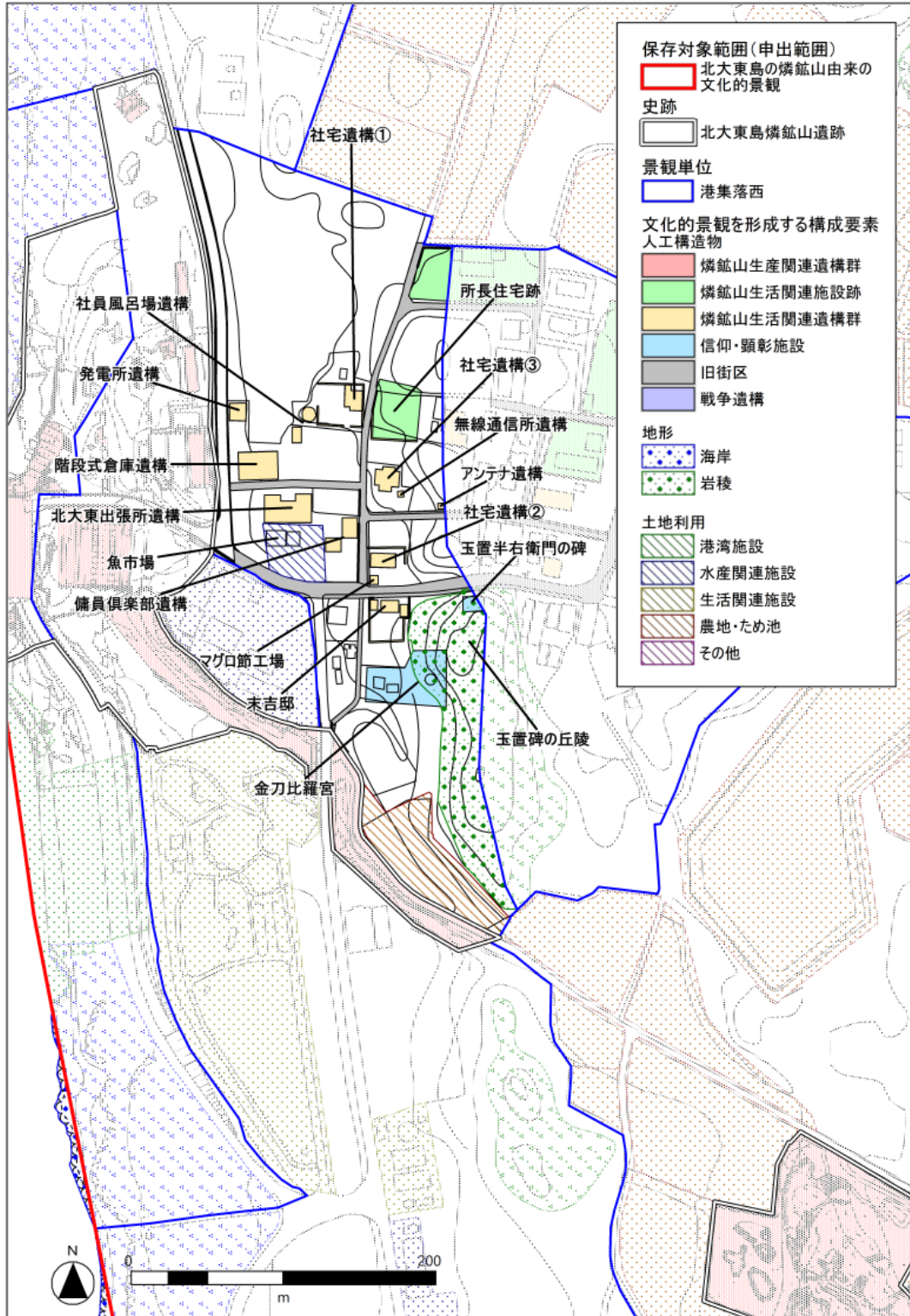


図 2-7 燐鉱山地区 港集落西の景観構成要素分布図

③港集落東（旧社宅街）

【地形概況】

岩稜の東側は、環状丘陵地の一部となる平坦地であり、かつては雇員・傭員などの下級社員の社宅などが集積した区域である。西側に比べて、建築物の密度が高い。



図版 2-4 港集落東側（空撮）

【植生概況】

集落東は、比較的に土地利用が進んでいるため植生の分布はほとんどないが、一部にサトウキビ畑が存在する。

【利用状況】

- 集落西同様に、燐鉍採掘時代の社宅街を起源に持ち、当時の敷地区画の構成を受け継いでいる。
- 集落東は、主に雇員・傭員などの下級社員の宿舎などが集積した区域であり、社員倶楽部、テニスコートなどの福利厚生施設や病院、請願巡査派出所とともに、医師や巡査の住宅があった。
- 社宅は民家及び製糖工場の社員宿舎として、社員倶楽部は民宿（式六荘）として利用され、現在まで残っている。
- 一部の施設が滅失した後、村営住宅及び教員住宅等が建設されるとともに、建設業の社屋、資材置き場等へと土地利用が転換され、現在の集落景観が形成された。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構 成 要 素	写真等
人工 構 造 物	隣釜山生活関連遺構群			
	社宅遺構④	長屋社宅として活用されていた。現在は製糖工場の社宅となっている。道路に面して南側がブロック塀、西側には石垣が残っている。母屋は北側に玄関が向いており、南側には縁側が設置され、南側からも出入りが可能となっている。壁面については、近年、耐風対策としてサイディングボードで改修されている。	—	
	社宅遺構⑤	敷地出入口が南面に配置され、当時のドロマイトの敷地囲いは撤去され、ブロック塀のヒンブンがある。老朽化及び台風等により倒壊の恐れがあったため、平成28年7月に改修されたが、社宅遺構の外観の雰囲気は今も残している。	○	
	【国登録有形文化財】 社員倶楽部遺構（式六荘）	大日本製糖大阪工場から移築されたものである。社員の娯楽施設及び来島した高級社員の宿泊施設として利用された。現在は、民宿として活用されており、保存状態は良好である。	○	
	ドロマイト石垣群	社宅の周囲には、耐風対策として島産の岩石ドロマイトの石垣が設けられた。多くの社宅はすでに滅失しているが、ドロマイトの石垣は集落の各所に散在している。ドロマイトの石垣は特徴ある集落景観を形成している。	○	
隣釜山生活関連施設跡地				
医師住宅跡	病院の南側に建設された木造の和風建築であり、北側に開口があるドロマイト石垣が周囲に設けられていた。戦後は、診療所として利用されたこともあったが、建設業者の寮として利用された。現在は、建築物は滅失し、ドロマイトの石垣の一部が残っている。	—		
病院跡	1963（昭和38）年以降、建物は滅失した。戦後に建てられた診療所跡は、現在、建設業者宿舎として利用されている。跡地となった広い敷地には建設会社の重機・資材の置場になっている。	—		

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
	大阪長屋跡	大阪長屋は 3 棟並んでいた社員用の住宅の呼称である。大日本製糖の大阪工場から移築された住宅であった。現在は、3 棟並びの敷地形状とドロマイトの石積みが一部残されているのみである。現在、敷地跡には製糖工場の社宅が建設されている。	—	
旧街区				
	街区 (集落道)	現在も燐鉍産業時代に形成された集落道の線形が残されている。北大東島では唯一、概ね基盤の目状の街区が形成されている。	○	
	街区 (県道)	燐鉍採掘時代に形成された集落道の線形を基本に整備された道路である。島の中心部と西港をつなぐ島民にとって主要な生活道路でもある。	○	

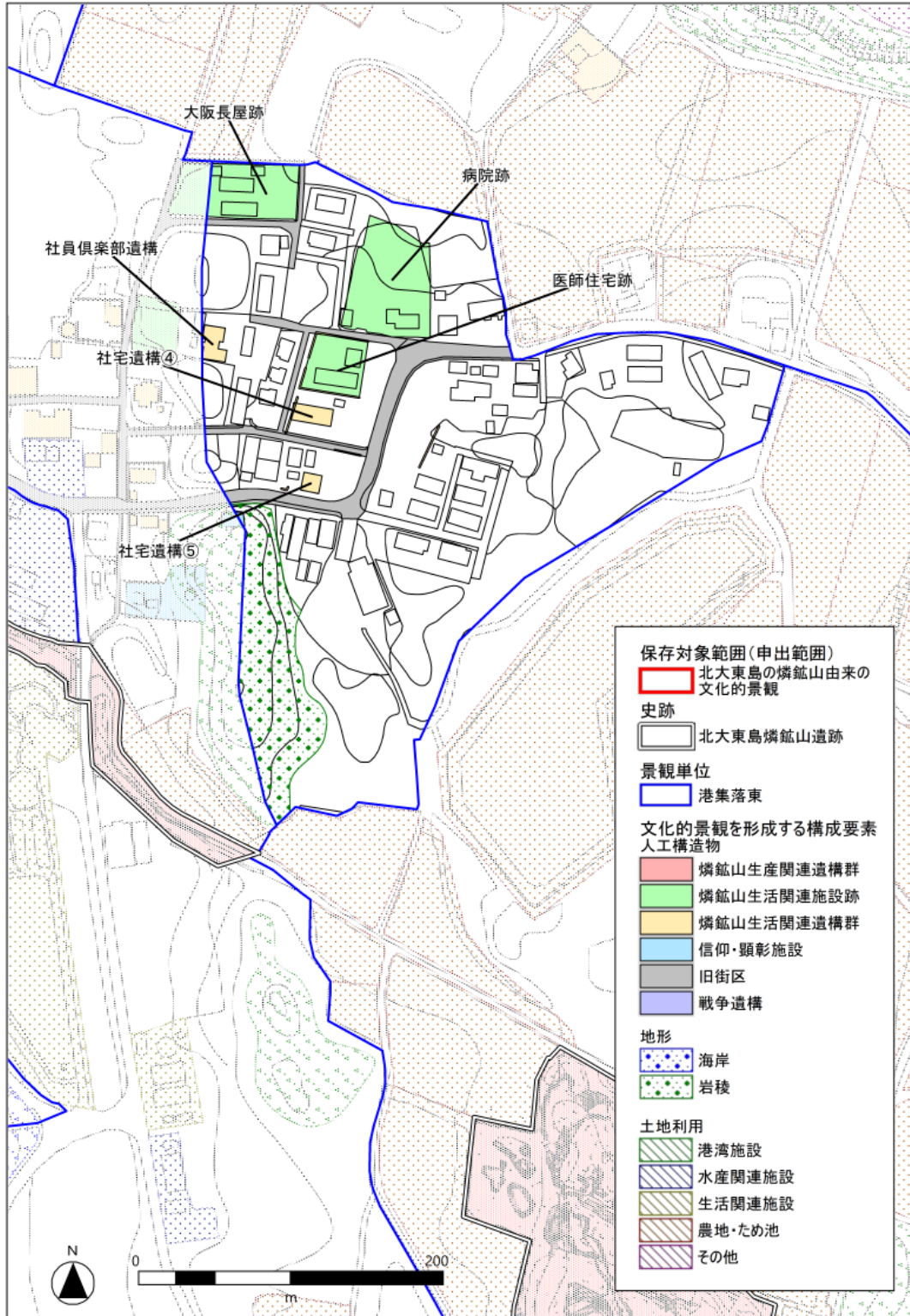


図 2-7 燐鉱山地区 港集落東の景観構成要素分布図

④旧大正村及び周辺

【地形概況】

社宅街の南側の海成段丘状の比較的緩やかな傾斜地にあった鉦夫村の跡地である。沿岸部と兜岩を含む外側の岩稜との間に挟まれた南北に細長い形状をしている。



図版 2-5 旧大正村及び周辺（空撮）

【植生概況】

旧大正村については、戦後に防風林が植樹されている。海岸周辺は岩礁植生帯であり、アダン群落等が分布する。

【利用状況】

- 鉦夫が住む集落が形成されたが、燐鉦産業終了後は放置され消滅した。
- 一時期は、農協が牛の放牧地として利用していたが、現在は防風林などの植生に覆われている。
- 現在、共同浴場跡がわずかに確認できるが、集落の痕跡を残していない。
- 新西港の整備に伴って、西港公園が整備された。
- 海水淡水化施設、陸上養殖施設などの海水を利用する施設が立地している。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造物	隣鉦山生活関連遺構群			
	大正村大衆浴場遺構	鉦夫村の共同浴場であった。海沿いの道路の西側に浴場、東側に水取場が整備されていた。現在、崩壊が進んでおり、建造物の痕跡を一部残すのみである。	○	
土地 利用	水産関連施設			
	陸上養殖場	海水淡水化施設が汲みあげる海水を活用した施設である。かつて、海水プールがあったが、その跡地を利用して、アワビ、ヒラメ等を陸上養殖する施設が整備された。	—	
	生活関連施設			
	西港公園 (大正村跡)	大正村跡地に建設された公園である。西港公園からは、西港が一望でき、荷揚げや漁労の風景を見ることができるとともに、南大東島を遠望することができる。	○	
	淡水化施設	開拓当時から飲料水及び生活用水は天水に頼っていた。しかし、天候により水不足に悩まされ続けることから、1986（昭和 61）年に海水淡水化施設を整備した。これにより、全島に飲料水を供給できるようになった。	—	
地形	岩稜			
	兜岩	大正村の東側の外縁となる岩稜である。兜の形をしていることからその名前が付いた。	○	
	海岸			
	岩礁地帯 及び波食棚	隆起珊瑚礁によって形成された北大東島の特徴ある険峻な海岸。波打ち際は波食のために削られてできた、ほぼ平らな棚状の地形(波食棚)が形成されている。	○	

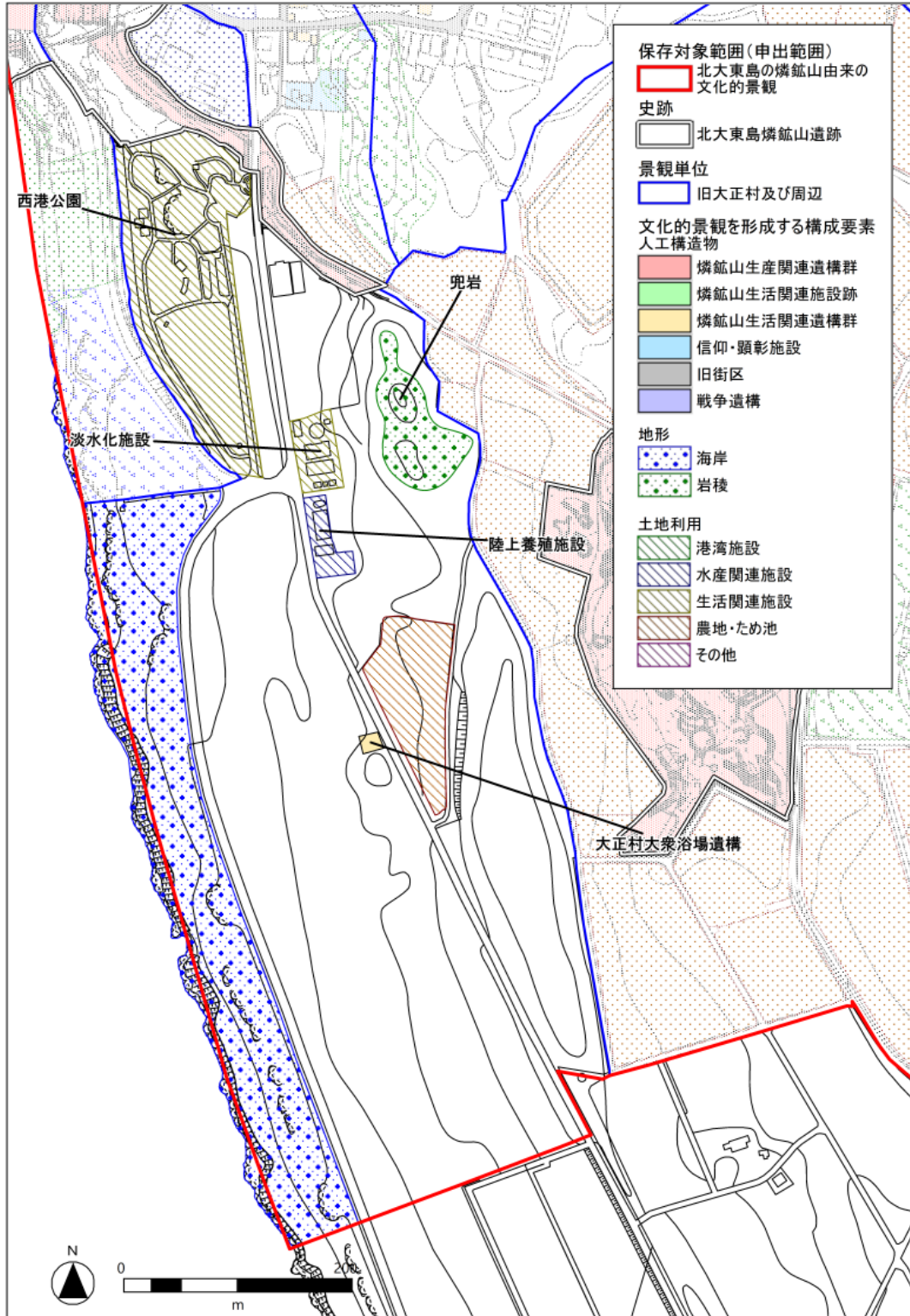


図 2-7 燐鉱山地区 旧大正村及び周辺の景観構成要素分布図

⑤旧下坂村及び周辺

【地形概況】

社宅街の北側に離れて、外側の岩稜である喇叭鯨までの間の環状丘陵地上の平坦地に形成された鉦夫村の跡地である。

北側の道路沿いには、漁港整備の際に、掘り出されたドロマイトを積み上げた大東ピラミッドが形成されている。



図版 2-6 旧下坂村及び周辺（空撮）






【植生概況】

旧下坂村周辺については、戦後、土地改良事業が行われ、サトウキビ畑が広がっている。喇叭鯨から海岸周辺は、アツバクコ、ダイトウワダン等の岩礁植生が分布している。

【利用状況】

- 鉦夫が住む集落が形成されたが、隣鉦採掘終了後は放置され消滅した。
- 現在、共同浴場跡は文化財として保存されているが、集落のほとんどが痕跡を残していない。
- 一時期は農協が牛の放牧地として活用していたが、その後は、サトウキビ畑に転換されている。
- 道路沿いの喇叭鯨の斜面には、漁港整備の際に掘り出されたドロマイトが積み上げられ、数十メートルにわたりピラミッドの様な景観を形成している。このことから大東ピラミッドと呼ばれ親しまれている。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造物	燐鉱山生活関連遺構群			
	【国登録有形文化財】 下坂村大衆浴 場遺構（水取 場跡含む）	鉱夫村の共同浴場であった。意匠的には 当時の北大東島の会社施設に共通して みられるドロマイト組積造の独特の様 式の建築である。背後のコンクリートを 張って集水する水取場が、水の確保に苦 労が絶えなかった離島の生活を偲ばせ る。	○	
土地 利用	農地			
	農地 (下坂村跡)	燐鉱山閉山後、集落はサトウキビ畑かた め池に姿を変えた。	○	
	その他			
	大東ピラミッ ド	漁港の整備に伴い大量のドロマイトが 掘り出されることとなったため、島の北 西部の海岸沿いに切り出されたドロマ イトが積まれ、巨大なピラミッド状の構 造物を形成した。	—	
地形	岩稜			
	喇叭鯨	下坂村の北側の外縁となる岩稜である。	○	
地形	海岸			
	岩礁地帯 及び波食棚	隆起珊瑚礁によって形成された北大東 島の特徴ある険峻な海岸。波打ち際は波 食のために削られてできた、ほぼ平らな 棚状の地形(波食棚)が形成されている。	○	

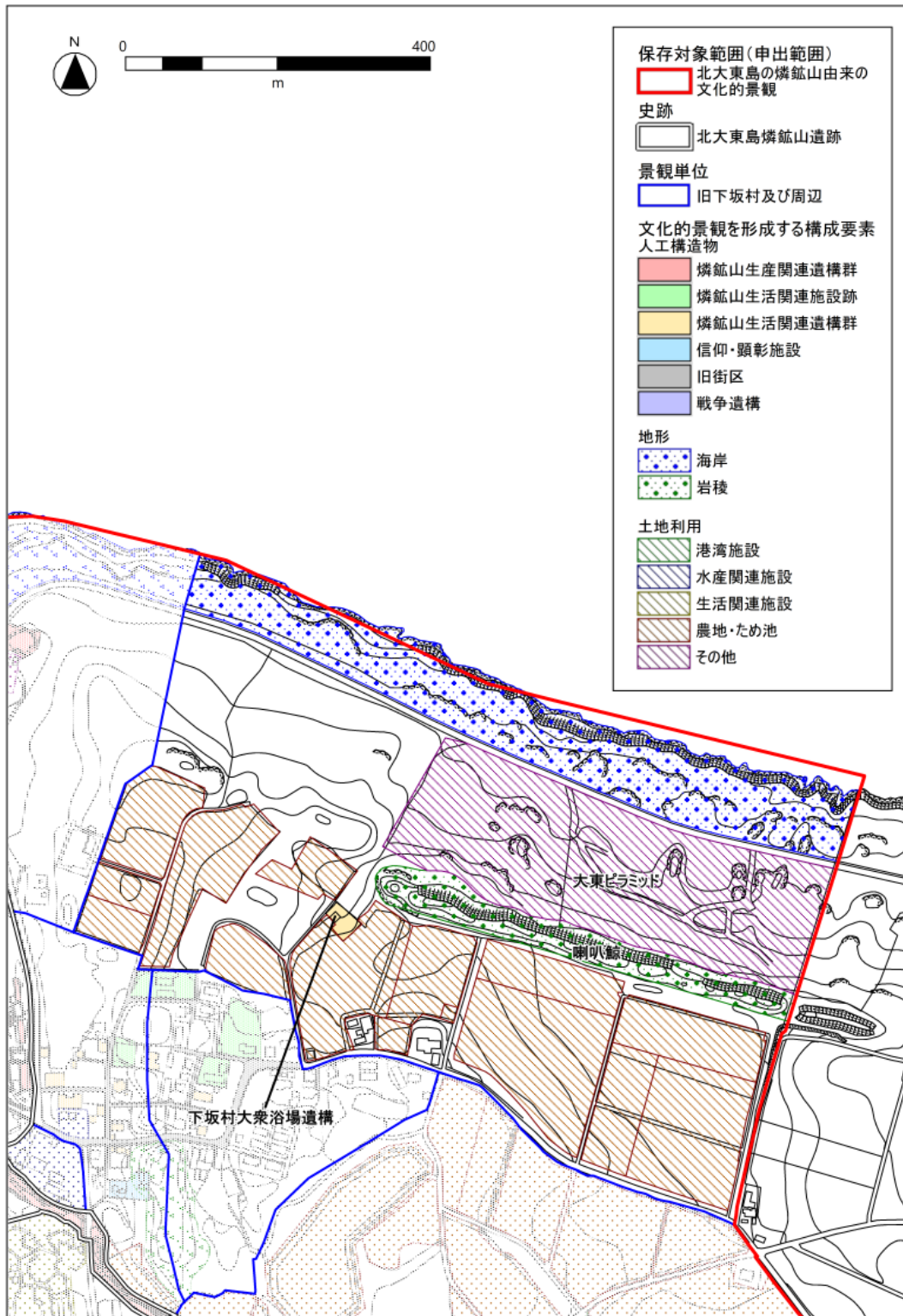


図 2-7 燐鉱山地区 旧下坂村及び周辺の景観構成要素分布図

3) 燐鉍採掘場跡

①黒部岬

【地形概況】

北大東島の北西端近くの海成段丘上に位置し、採掘開始当初の燐鉍採掘場が広がっていた。残されていた採掘場は、廃棄物の埋立地として利用され、ほとんどが埋め立てられている。跡地には暴露試験場が建設されている。

採掘場の西側には、かつて黒部トンネルと呼ばれた開口部が残され、海側には、波食棚が発達した海食崖が形成されている。



図版 2-7 黒部岬（空撮）

【植生概況】




燐鉍採掘場跡地周辺は、ススキ等が分布している。

海岸部には、アツバクコ、ダイトウワダン等の岩礁植生が分布している。

【利用状況】

- 採掘終了後は廃棄物処理場として利用され、現在は埋め立てられている。
- 一部は、暴露試験施設が建設される土地利用となっている。暴露試験場では、厳しい環境圧を利用し、高圧電気施設の暴露試験が行われている。
- 黒部トンネルと呼ばれる海岸部のトンネル跡、海岸への通路跡がほぼ完全な形で残っているが、採掘場跡地の埋め立てに合わせ、トンネル一部が塞がれた。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造物	燐鉱山生産関連遺構群			
	黒部トンネル跡	黒部岬周辺の採掘場から海側に抜けるために岩礁を削って造られたものである。黒部トンネルの西側の岩礁は比較的緩やかに発達した波食棚を経て海までつながっている。	○	
土地 利用	その他			
	野外暴露試験場	戦後、残されていた採掘場は、廃棄物の埋立地として利用され、ほとんどが埋め立てられている。跡地には暴露試験場が建設され、厳しい環境圧を利用した、高圧電気施設の暴露試験が行われている。	—	
地形	海岸			
	黒部岬（岩礁地帯及び波食棚）	北大東島の燐鉱採掘が開始された場所である。八丈方言でアホウドリを意味する「クロブ」が地名に残されている。海側には、波食棚が発達した海食崖が独特の景観を形成している。	○	

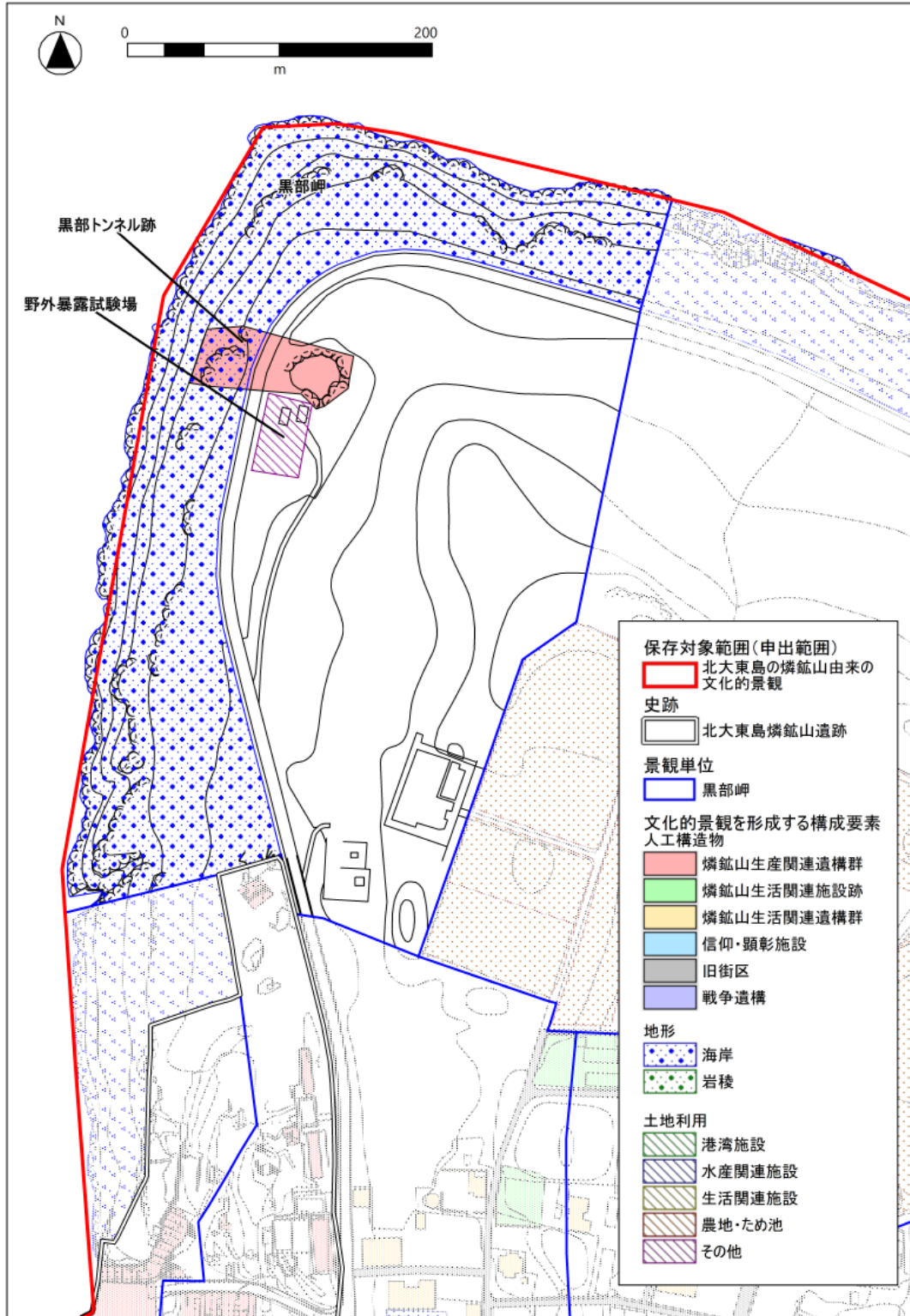


図 2-8 燐鉱採掘場跡 黒部岬の景観構成要素分布図

②玉置平・黄金山

【地形概況】

黄金山を含む内側の岩稜（幕）と兜岩を含む外側の岩稜の間に広がる環状丘陵地上の平坦地で、かつては燐鉱採掘場が広がっていた。燐鉱山閉鎖後は、多くが埋め立てられ、サトウキビ畑かため池に姿を変えたが、一部に埋め立てをまぬがれた採掘場跡が深い森に覆われて残されている。



図版 2-8 玉置平・黄金山（空撮）






【植生概況】

玉置平のほとんどは埋め立てられサトウキビ畑が広がっている。埋め立てを免れた採掘場跡地については、深い森へと変わり、ガジュマル等の大木が分布している。また、黄金山付近は、リュウキュウマツ群落、アダン等が分布している。

【利用状況】

- 燐鉱採掘時代の玉置平一帯は、露天掘りにより燐鉱が採掘されていた。
- 鉱山が閉鎖した後は、採掘場のほとんどは埋め立てられ、サトウキビ畑及びため池として土地利用されている。
- 採掘場の跡に整備されたサトウキビ畑の土壌は、地元でリンコージと呼ばれ、地力に富んでおり、サトウキビの生育が良いと言われている。
- 一部に、埋め立てを免れた採掘場跡地も残されており、凸凹の激しい地形、深い垂直抗、トロッコ軌道跡、トンネル跡も現存している。
- 現存する採掘場跡地については、「北大東島燐鉱山遺跡」として平成 29 年 2 月に国の史跡に指定され、今後、保全活用が図られる。
- 島で最も標高が高い黄金山の頂上には、海運のための灯台が整備されている。
- 黄金山中腹には、トロッコ軌道跡を利用した、戦時中の日本軍の本部壕跡がほぼ完全な形で残されている。

【文化的景観を形成する構成要素】重要構成要素：保存の必要性が高いもの

類型	構成要素	文化的景観との関連性 (景観特性など)	重要 構成 要素	写真等
人工 構造物	燐鉱山生産関連遺構群（北大東島燐鉱山遺跡<国指定史跡>）			
	採掘場跡及び トロッコトン ネル跡	露天掘りにより造形された階段状の窪地が随所にあり、凹凸の激しい地形となっている。各所に底深い垂直坑も確認される。中央部には、採掘された燐鉱石を西港周辺の施設に運搬するためのトロッコ軌道が残されており、さらに西側には、軌道を敷設する際に整備された断続的なトンネルが現存する。	○	
	掘割道及び守 備隊壕遺構	黄金山の中腹、NTTの電波塔近くに、燐鉱採掘のためのトロッコ線路を通すために岩稜を削って作られた切り通しの掘割道がある。この道の両側に、戦時中、日本軍の守備隊が島民とともに掘って造った壕が現在も残されている。燐鉱採掘の産業遺構と戦争遺構とが重層している場所である。	○	
土地 利用	農地・ため池			
	農地 (採掘場跡)	燐鉱山閉山後、採掘場跡はサトウキビ畑かため池に姿を変えた。現在は黄金山の山麓まで一面のサトウキビ畑が広がっている。採掘場跡の土壌はリンコージと呼ばれ、他の地区と比べ、サトウキビの生育がよいという。	○	
	ため池 (採掘場跡)	燐鉱採掘場跡の地形を利用し、農業用水貯水池が建設された。天気に頼っていた農業も貯水池整備により、生産性が向上している。	○	
地形	岩稜			
	黄金山	当初は大神宮山と呼ばれていたが、燐鉱が採れることがわかり、大量の燐鉱を生産する宝の山という意味で黄金山と名付けられた。また、北大東島で最も標高が高い山で頂上には、海運の安全に寄与する灯台が整備されており、地域のランドマークとなっている。	○	

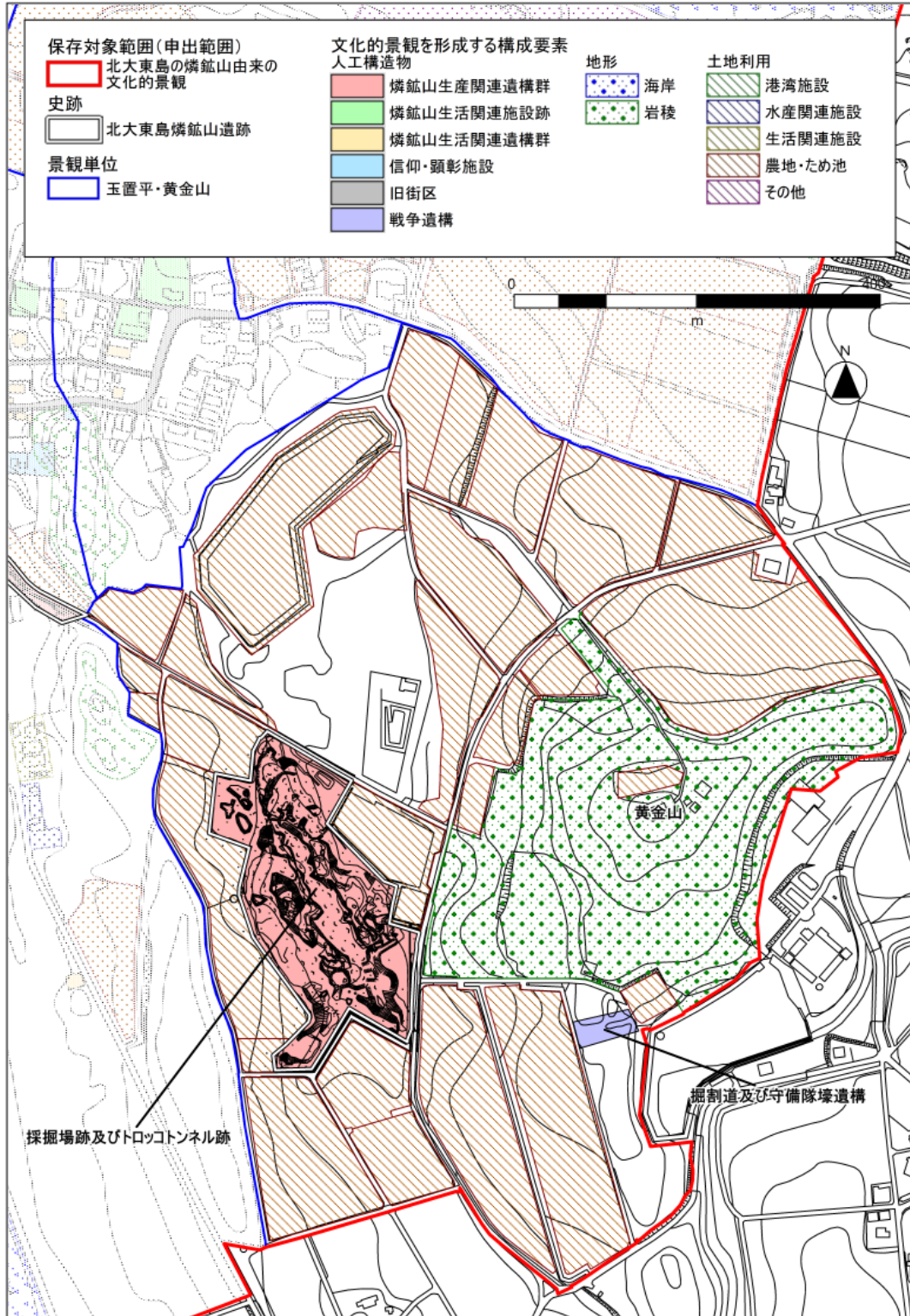


図 2-9 燐鉱採掘場跡 玉置平。黄金山の景観構成要素分布図

第3章 文化的景観の保存活用のための基本方針

1 保存活用の基本方針

北大東島の燐鉱山由来の文化的景観は、明治期に初めて開拓された遠隔離島において、燐鉱山の開発により定住の基盤を確立し、その基盤の上で、厳しい自然環境や社会条件を克服しつつ、独自に確立されてきた生活・生業・交流の重層的な形成過程を総合的に表している。

北大東島の燐鉱山由来の文化的景観を保全し、住民自らがその価値を再認識するとともに、郷土の島への誇りを培い、文化的景観を今後の島づくりに生かしつつ、後世まで良好な状態で継承していくことを目的として、特に保存計画対象範囲の景観を保全するために、次の①から⑥までの6項目を基本方針として定める。

① 燐鉱山由来の独自の景観を構成する建造物等の適切な維持・修復を図る

燐鉱山由来の景観を構成する建築物・工作物・土木構造物等は、周辺の景観との調和を図りながら、必要な機能を果たすべく、適切な維持、修復に努める。

特に、燐鉱採掘時代にドロマイトを用いて構築された建築物や石垣などの構造物については、現在の位置から移転や撤去を行わないことを基本とし、破損や風化の著しい構造物については保存のための対策を講じる。

② 燐鉱山由来の生活・生業・交流の場としての機能を永続的に維持する

保存計画対象範囲の各地区の構造物や土地利用は、燐鉱山に由来し、生活・生業・交流の場として重層的に形成されてきた過程を物語っており、一貫として島の流通・往来の中心である西港を始め、水産加工施設、サトウキビ畑、魚市場、金刀比羅宮など現在の生活・生業・交流機能を担っている。各地区の特性を十分に踏まえたうえで、その機能を永続的に維持しながら、一体の文化的景観として継承していく。

③ 燐鉱山由来の独自の景観を形成した地形の確保に努める

燐鉱山由来の景観は、隆起珊瑚礁を起源に持つ地形の上に成立し、重層的な形成過程を歩んできた。険しく切り立つ岩礁地帯から海岸段丘を経て、外側の岩陵を超えて環状丘陵地の上の平坦地に至り、再び内側の岩陵を超えて盆地上の平坦地へと続く、変化に富む地形の上に、それぞれの地形を活かして、生活・生業・交流の場が形成されてきた。こうした地形の構造を損なうことなく、後世に伝えていくために、現状の維持に努めるとともに、今後、止むを得ず地形の改変が必要な場合でも景観への影響を最小限にとどめるよう努めるものとする。

④ 燐鉍山由来の独自の歴史・文化について普及啓発を積極的に図る

燐鉍山由来の文化的景観を形成してきた歴史や生活・生業・交流のための独自の文化や技術について普及啓発を図り、次世代に継承していくよう努める。具体的には、燐鉍山に関する歴史の展示や勉強会等を行うとともに、ドロマイトの石積みの加工・構築の技術、漁ろうや水産物の加工の技術、金刀比羅宮祭礼での奉納相撲などの技術・文化の伝承を積極的に図る。

また、島外からの来訪者が、燐鉍山の歴史や字港の生活文化に親しむことができるよう、りんこう交流館を拠点として活用しつつ、見学ルートの設定・整備を行う。

⑤ 歴史的な建造物等の整備活用や良好な集落景観の誘導により、新たな生活・生業・交流を創造する

燐鉍山由来の文化的景観は、燐鉍採掘時代に基盤が築かれ、戦後に糖業を中心に、建設業などが発展する中で重層的に形成され、今後も漁港の整備を契機に、水産業の本格的な展開や観光業の振興を図る中で新たな層が重ねられていくものである。燐鉍採掘時代の歴史的建造物等については保全・再生を図りつつ、調和した集落景観の形成を図る中で、水産業や観光業の事業への活用やそれに伴う定住者のための住宅、観光交流のための宿泊施設などの整備を積極的に推進する。これからの景観形成には、農業、水産業、観光業、建設業等の事業者の積極的な関与が不可欠である。

⑥ 文化的景観の整備活用は、住民、事業者、行政の連携により実施する

燐鉍山由来の文化的景観に対する北大東村民の誇りを喚起・啓発し、その価値を広く普及・継承するため、文化的景観を形成する構成要素の維持管理及び活用のための活動、文化財の見守り、集落内の緑の管理等について、住民、事業者、行政が適切に連携して実施することができる体制づくりを推進する。

2 地区別の方針

基本方針に基づき、各地区について、現状を踏まえてより具体的な保存活用の方針を示すとともに、各地区に分布する文化的景観を形成する構成要素について、それぞれの保存・活用の方針を示す。

1) 西港地区

【地区別の方針】

●	隆起珊瑚礁の険しい地形の中で形成されてきた港湾荷役の独特な景観を継承する。
●	旧西港（燐鉱山遺跡の一部）については本土や沖縄本島との流通・往來を支えた港の歴史についての普及啓発の場とする。
●	隣接する燐鉱山生産施設遺跡も含めた一体的な景観の保全を目指す。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する構成要素	重要構成要素	保存活用の方針
人工構造物	燐鉱山生産関連遺構群（北大東島燐鉱山遺跡<国指定史跡>）		
	【国登録有形文化財】 積荷棧橋跡	○	北大東島燐鉱山遺跡については、適切に保存し、史跡公園として活用する。
	荷揚げ場跡	○	
	船揚げ場跡	○	
	貯倉庫石垣跡	○	
	巻き上げ機置場跡	○	
土地利用	港湾		
	新西港荷揚げ場	○	北大東島の海の玄関口として、クレーンによる上陸・荷役の風景を維持する。
地形	海岸		
	岩礁地帯及び波食棚	○	北大東島らしい海岸地形を保全する。

2) 燐鉍山（りんこうやま）地区

①燐鉍山生産施設遺跡

【地区別の方針】

- 燐鉍山の一連の生産施設の遺跡が集積する景観を継承する。
- 燐鉍山遺跡を保全し、その機能と歴史について普及啓発する。
- 隣接した事業用地を含めた一体的な景観の保全を目指す。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する 構成要素	重要 構成 要素	保存活用の方針
人工 構造 物	燐鉍山生産関連遺構群（北大東島燐鉍山遺跡<国指定史跡>）		
	【国登録有形文化財】 燐鉍石貯蔵庫跡	○	北大東島燐鉍山遺跡については、適切に保存し、史跡公園として活用する。
	ドライヤー建屋跡	○	
	火力乾燥場跡	○	
	水タンク跡	○	
	日乾堆積場跡燐鉍露頭	○	
	トロッコ軌道跡	○	
	火薬庫跡	○	
	第4倉庫跡	○	
	第7倉庫跡	○	
土地 利用	水産関連施設		
	駐船場	—	水産加工施設と一体となった、水産業の拠点としての機能を維持する。
	水産加工施設	—	水産業の拠点としての機能を維持する。

②港集落西（旧社宅街）

【地区別の方針】

- 燐鉱採掘時代の生活関連の歴史的建造物が集積する景観を継承する。
- 燐鉱採掘時代に島の中心であった出張所（りんこう交流館）を生かして、文化的景観の核として燐鉱山の歴史・文化の普及啓発、歴史的建造物の整備活用を推進する。
- ドロマイト石積みの文化と技術を継承する。
- 漁労を始めとする大東島周辺の海洋資源の利用のあり方を継承する。
- 金刀比羅宮の奉納相撲や開拓者の碑への参拝などの開拓の歴史を伝える生活文化を継承する。
- 隣接した燐鉱山遺跡と調和のとれた景観の保全を目指す。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する構成要素	重要構成要素	保存活用の方針
人工 構造 物	燐鉱山生活関連遺構群		
	【国登録有形文化財】 北大東島出張所遺構 (りんこう交流館)	○	2015年にりんこう交流館として復元リニューアルしており、今後とも、外観の保存し、海洋レジャーの拠点及び燐鉱採掘の歴史の展示施設として活用する。また、外壁には戦時中の弾痕跡も残っており、戦争遺構としての調査及び保存活用する。
	階段式倉庫遺構 (第1-3倉庫遺構)	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、施設の復旧修理及び修景の上で保存し、隣接するりんこう交流館を補完する新たな施設として活用する。
	備員倶楽部遺構	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、施設の復旧修理及び修景の上で保存し、隣接するりんこう交流館を補完する新たな施設として活用する。
	発電所遺構	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、コンクリート建造物の保存・修復の技術の開発を図りつつ、外観の現状維持または復旧修理及び修景する。各所に残された電信柱の支柱跡は可能な限り保存する。
	【国登録有形文化財】 末吉邸（旧魚市場）	○	登録有形文化財として、今後とも保存活用する。
	社宅遺構①	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、外観形状及び構法を維持し保存する。ドロマイトの石垣は保存する。
	社宅遺構②	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、外観形状及び構法、間取りを維持し保存する。ドロマイトは保存する。

		また、隣接するマグロ節工場については、修理修景の上で保存する。
	社宅遺構③	— 建築物及び工作物の新築または改築等の場合は、社宅遺構の意匠に配慮した形態意匠とする。
	【国登録有形文化財】 社員風呂場遺構 (水タンク遺構含む)	○ コンクリート建造物の保存・修復の技術の開発を図りつつ、登録有形文化財として、今後とも保存保全する。
	無線通信所遺構	○ 現在の位置からの移転や除去を行わず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景を行うか検討した上で、保存する。北側のアンテナ遺構については、修理・修景し、保存する。
	ドロマイト石垣群	○ 現在の位置からの移転や除去を行わず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景を行うか検討した上で、保存する。
	隣鉦山生活関連施設跡地	
	所長住宅跡	— 跡地に残る屋敷囲いや石積みなど特徴ある工作物は、復旧のために修理・修景し、保存する。建築物及び工作物の新築の場合は、文化的景観に配慮した形態意匠とする。
	信仰・顕彰施設	
	玉置半右衛門碑	○ 現在の位置からの移転や除去を行わず、適切に維持管理及び保存活用する。また、西港及び集落景観の視点場として機能も有していることから、積極的に視点場整備若しくは修景する。毎年11月に行われる例祭は、島の伝統文化として維持・継承する。
	金刀比羅宮	○ 現在の位置からの移転や除去、地形の形状変更を行わず、適切に維持管理及び保存活用する。毎年10月に行われる例祭は、島の伝統文化として維持・継承する。
	旧街区	
	街区（集落道）	○ 隣鉦採掘時代に形成された街区形態（道路線形）の維持・
	街区（県道）	○ 保全し、文化的景観に馴染む道路へ整備及び修景する。
土地 利用	水産関連施設	
	魚市場	— 魚市場としての機能を維持又は拡大し、地域住民のコミュニティを支える重要な要素として継承する。
地形	岩稜	
	玉置碑の丘陵	○ 地形の形状変更を行わない。植栽の伐採については、修景・維持管理に必要な伐採のみとする。また、頂上へ上る遊歩道及び階段を修理する際は、周辺の景観、利用者の安心安全に配慮する。

③港集落東（旧社宅街）

【地区別の方針】

●	燐鉦採掘時代に形成された集落の景観を継承する。
●	燐鉦採掘時代の歴史的な建造物等は、適切に修復修理及び修景する。
●	ドロマイト石積みの文化と技術を継承する。
●	式六荘、公民館広場等に受け継がれている宿泊・娯楽等の機能を継承する。
●	燐鉦採掘時代の資産を継承して近年発達した建設業と連携し、島の資源を活用した景観形成を推進する。
●	近接した燐鉦山遺跡と調和のとれた景観の保全を目指す。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する構成要素	重要構成要素	保存活用の方針
人工 構造 物	燐鉦山生活関連遺構群		
	社宅遺構④	—	現在の位置からの移転や除去を行わず、外観形状及び構法を維持し保存する。ドロマイトの石垣は修理修景の上で保存する。
	社宅遺構⑤	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、外観形状及び構法を維持し保存する。
	【国登録有形文化財】 社員倶楽部遺構 (式六荘)	○	登録有形文化財として、今後とも保存活用する。
	ドロマイト石垣群	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景を行うか検討した上で、保存する。
	燐鉦山生活関連施設跡地		
	医師住宅跡	—	建築物及び工作物の新築の場合は、文化的景観に配慮した形態意匠とする。
	病院跡	—	建築物の改修、改築等の際は周辺の文化的景観に配慮する。
	大阪長屋跡	—	建築物及び工作物の新築の場合は、文化的景観に配慮した形態意匠とする。
	旧街区		
	街区（集落道）	○	燐鉦採掘時代に形成された街区形態（道路線形）の維持・保全し、文化的景観に馴染む道路へ整備及び修景する。
	街区（県道）	○	

④旧大正村及び周辺

【地区別の方針】

●	大正村によって拓かれた海岸沿いの厳しい自然環境を利活用する景観を継承する。
●	海水を利用して生活・生業に役立てる機能の維持又は拡大し、島民生活及び水産産業の発展に寄与する。
●	南大東島、燐鉱山遺跡を眺望する視点場としての機能を維持する。
●	隆起珊瑚礁に自然の侵食作用が加わった、北大東島らしい海岸地形を保全する。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する構成要素	重要構成要素	保存活用の方針
人工構造物	燐鉱山生活関連遺構群		
	大正村大衆浴場遺構	○	現在の位置からの移転や除去を行わず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景を行うか検討した上で、保存する。
土地利用	水産関連施設		
	陸上養殖場	—	海水を利用する機能を維持又は拡大し、水産業発展に寄与する。改修、改築等の場合は、文化的景観に配慮した形態意匠とする。
	生活関連施設		
	西港公園（大正村跡）	○	集落跡の履歴を継承するとともに、島民のコミュニティを支える重要な要素として維持管理及び修景し活用する。
	淡水化施設	—	島民生活及び水産業の発展に寄与するため、維持管理する。
地形	岩稜		
	兜岩	○	字港の景観のシンボルとして保存する。
	海岸		
	岩礁地帯及び波食棚	○	北大東島らしい海岸地形を保存する。

⑤旧下坂村及び周辺

【地区別の方針】

●	旧下坂村及び別荘地によって拓かれ海岸沿いの厳しい自然環境を利活用する景観を継承する。
●	燐鉱採掘場に由来する地力豊かな農地を保全する。
●	別荘地跡に建造された大東ピラミッドの再自然化と有効活用を推進する。
●	隆起珊瑚礁に自然の侵食作用が加わった、北大東島らしい海岸地形を保全する。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する構成要素	重要構成要素	保存活用の方針
人工構造物	燐鉱山生活関連遺構群		
	【国登録有形文化財】 下坂村大衆浴場遺構 (水取場跡含む)	○	登録有形文化財として、今後とも保存活用する。
土地利用	農地		
	農地（下坂村跡）	○	旧下坂村及び周辺に整備された良好な農地景観を維持・継承する。
	その他		
	大東ピラミッド	—	積極的に再自然化と有効活用を推進する。建築物及び工作物の新築または、資材等の集積・貯蔵の場合は、文化的景観に配慮した形態意匠とする。
地形	岩稜		
	喇叭鯨	○	字港の景観のシンボルとして保存する。
	海岸		
	岩礁地帯及び波食棚	○	北大東島らしい海岸地形を保存する。

3) 燐鉍採掘場跡

①黒部

【地区別の方針】

- 燐鉍山の発祥地として険しい自然を利活用する景観を継承する。
- 隆起珊瑚礁に自然の侵食作用が加わった地形の保全に努める。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する 構成要素	重要 構成 要素	保存活用の方針
人工 構造物	燐鉍山生産関連遺構群		
	黒部トンネル跡	○	トンネル跡及び軌道跡の形状変更を行わない。字港の景観のシンボルとして保存する。
土地 利用	その他		
	野外暴露試験場	—	険しい自然環境を積極的に活用した機能を維持する。
地形	海岸		
	黒部岬（岩礁地帯及び波食棚）	○	黒部トンネルを含む黒部岬一帯の岩礁地帯及び波食棚を保存する。

②玉置平・黄金山

【地区別の方針】

- 燐鉍採掘からサトウキビ農業に至る離島の生業を支えた広大な景観を継承する。
- 隆起珊瑚礁に自然の侵食作用が加わった地形の保全に努める。
- 燐鉍山遺跡を保全し、その機能と歴史について普及啓発を図る。
- 守備隊本部壕跡の適切な保全により、戦跡に関する普及啓発を図る。
- 燐鉍採掘場に由来する地力豊かな農地を保全する。

【構成要素の保存活用の方針】

類型	文化的景観を形成する 構成要素	重要 構成 要素	保存活用の方針
人工 構造物	燐鉍山生産関連遺構群（北大東島燐鉍山遺跡<国指定史跡>）		
	採掘場跡及び トロッコトンネル跡	○	北大東島燐鉍山遺跡については、適切に保存し、史跡公園として活用する。
	戦争遺構		
	守備隊壕遺構	○	地形の形状変更を行わず、現状維持し、戦争遺構として保存活用する。
土地 利用	農地・ため池		
	農地（採掘場跡）	○	燐鉍採掘場跡地に整備された良好な農地景観を維持・継承する。
	ため池（採掘場跡）	○	
地形	岩稜		
	黄金山	○	地形の形状変更を行わず、良好な自然景観を保全する。また頂上の灯台については、関係部局と連携を図り、景観のシンボルとしての継承し、島全体にわたる視点場としての整備を目指す。

第4章 文化的景観保存のための行為規制

1 字港周辺に該当する既存の法令に基づく土地利用規制

保存対象区域に該当する土地利用法規制を以下に整理する。

根拠法	対象範囲及び箇所	行為規制の内容	許可・届出等
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域及び農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地の造成 ● 土石の採取 ● その他の土地の形質の変更 ● 建築物その他の工作物の新築改築若しくは増築 	県知事の許可
森林法	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石又は樹根の採掘 ● 開墾その他の土地の形質を変更する行為 	県知事の許可
		<ul style="list-style-type: none"> ● 火入れ 	村長の許可
	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ● 立木竹の伐採、損傷 ● 家畜の放牧 ● 下草、落葉、落枝の伐採 ● 土石、樹根の採掘、開墾 ● その他の土地の形質を変更 	村長への届け出 県知事の許可
文化財保護法	史跡（国）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為 	文化庁長官の許可
	登録有形文化財（国）	<ul style="list-style-type: none"> ● 滅失 ● き損 ● 現状変更（通常望見できる範囲の4分の1以上の外観の変更） 	文化庁長官への届け出
港湾法	港湾区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域又は公共空地の占用 ● 水域又は公共空地における土砂の採取 ● 水域施設、外かく施設又は係留施設等の建設又は改良 ● その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 	県知事の許可
	臨港地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域施設、用水きよ又は排水きよ建設又は改良 ● 廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設 ● 工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める以上の新設又は増設 ● その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える恐れのある施設の建設又は改良 ● 分区の区域内において、分区の目的を著しく阻害する建築物の建設等 	県知事への届出

◆字港周辺の土地利用法規制図（H26）

沖縄県地図情報システム注意事項（抜粋）

(3)本システムの背景地図にある土地や建物等については、おおよその位置を示すものであり、境界等を示すものではありません。

(4)本システムで提供する情報については、現況と一致しない場合があります。

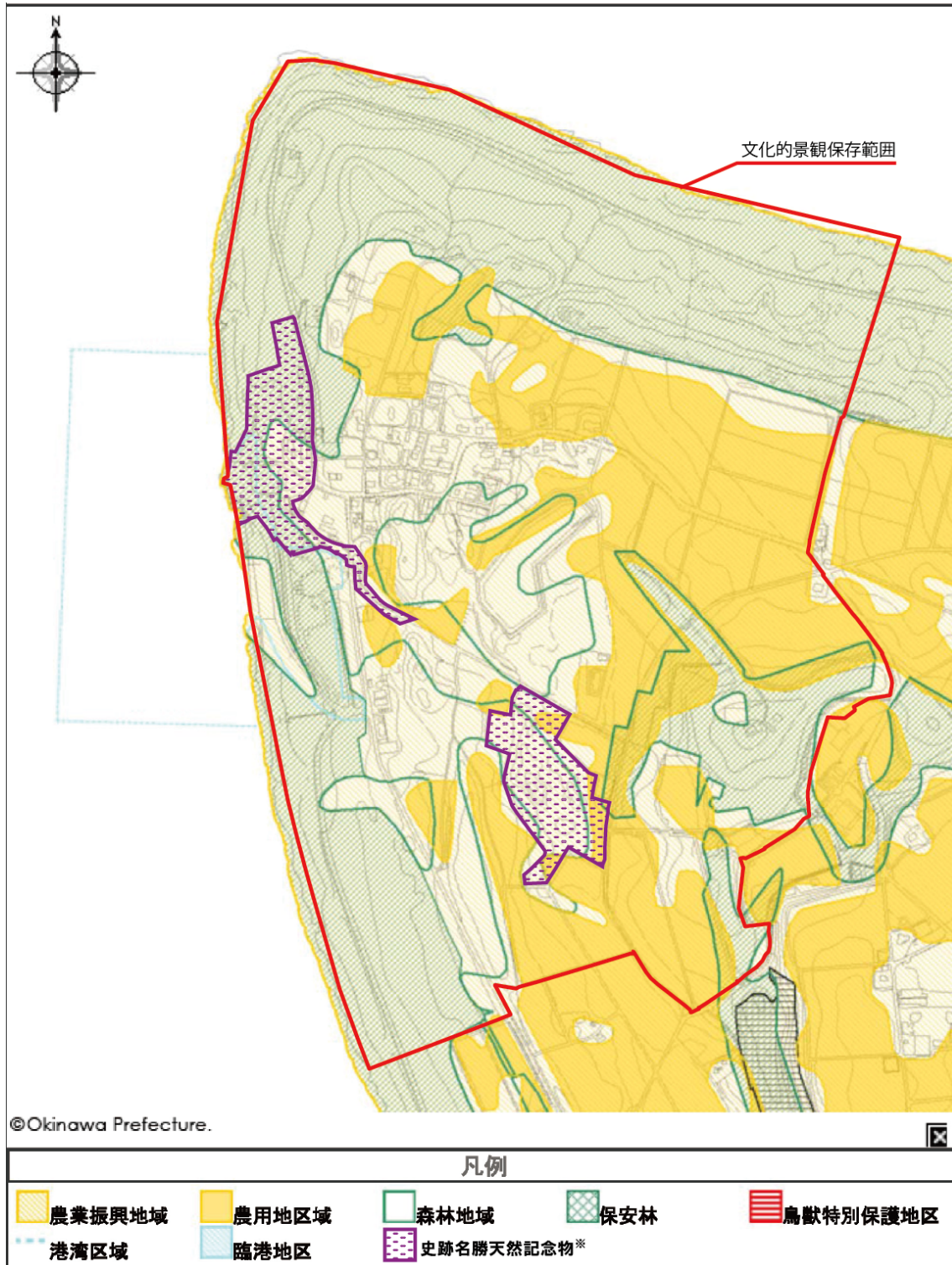


図 4-1 字港周辺土地利用法規制図（沖縄県土地利用現況図 H26 年より作成）



凡	例		
	都市計画区域		生息地等保護区
	市街化区域		風致地区
	市街化調整区域		急傾斜地崩壊危険区域
	用途地域(線引及び未線引都市計画区域)		砂防指定地
	農業振興地域		地すべり防止区域
	農用地区域		河川区域
	森林地域		史跡名勝天然記念物
	国有林		埋蔵文化財包蔵地
	保安林		海岸保全区域
	自然公園地域		水産庁所管
	特別地域		港湾局所管
	特別保護地区		河川局所管
	海域公園地区		農村振興局所管
	自然環境保全地域		港湾区域
	特別地区		港湾隣接地域
	鳥獣保護区特別保護地区		臨港地区
			漁港区域

図版 4-2 北大東村土地利用法規制図 (平成 26 年)

2 景観法に基づく行為規制

1) 北大東村景観計画における行為規制（景観形成基準）

北大東村景観計画において、良好な景観形成を図るため、北大東島全域を対象に景観形成基準を定めている。

◆行為の届出

(1) 建築物及び工作物の届出行為（景観法 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

景観法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による届出が必要な建築物及び工作物の行為は次の通りです。

対象行為	規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 軒高が 7 メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 階以上のもの 建築面積が 150 平方メートルを超えるもの 上記に該当するもので、外観の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
①擁壁、垣（生垣を除く）、さく、掘その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 2 メートルを超えるもの
②彫刻、記念碑その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 10 メートルを超えるもの
③煙突、排気塔その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 築造面積が 150 平方メートルを超えるもの
④鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの
⑤電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
⑥高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
⑦観覧車、飛行等、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
⑨自動車車庫の用に供する立体的な施設	
⑩石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
⑪污水处理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類するもの	
⑫電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 20 メートル（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さが 20 メートル）を超えるもの

※建築物の高さは、建築基準法による。

(2) 開発行為（都市計画法 29 条第 2 項）

対象行為	規模
都市計画法 29 条第 2 項に準ずる開発行為	・土地面積が <u>1,000 平方メートル</u> を超えるもの

(3) 建築物、工作物以外の届出行為（景観法 16 条第 1 項第 4 号）

景観法第 16 条第 1 項第 4 号による届出が必要な行為は次の通りです。（条例で定める行為）

対象行為	規模
①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
②木竹の植栽又は伐採	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
③屋外における物件の集積又は貯蔵	・集積又は貯蔵の高さが 5 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの

※但し、本計画で有害植物としているギンネムの伐採については該当しない。

(4) 届出行為の流れ

①届出が必要な行為を行う場合は、役場との事前協議を行い景観計画に基づくアドバイスを受けて下さい。



②事前協議後、関係図書を提出していただき景観形成基準に沿って審査いたします。必要に応じて指導・助言を行います。



③問題がない場合は、行為の着手が行えますが、景観形成基準に適合しない場合は指導・助言を行います。指導・助言に応じていただけない場合は、勧告や建築物又は工作物の形態意匠について変更命令を出す場合があります。（景観法第 17 条）



④原則、届出を受理してから 30 日を経過した後でなければ行為に着手できません。また、変更命令に従わない場合は罰則規定があります。（景観法 100 条～107 条）

◆景観形成基準

①建築物及び工作物に関する基準

項目	景観形成基準
1. 高さ、位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは10メートルを超えないこと。但し、機能上やむを得ない場合は周辺の景観と調和し威圧感を与えないこと。 ・敷地内やその周辺に琉球松やビロウ等の木がある場合は建造物の高さが木の高さを超えないよう努めること。 ・周辺と調和し圧迫感を与えないような配置や壁面の大きさに配慮すること。 ・敷地内の既存樹木を活かすとともに、植栽などゆとり空間の確保に努めること。 ・主要な眺望場となる建造物については、周辺景観に配慮した高さとする。 ・幕内の主要な視点場から見たとき、建築物の高さが長幕等斜面緑地の稜線を超えないこと。 ・幕外に建築物を建てる際は、幕内から見えない高さとする。但し、ファームポンド等機能上やむを得ない場合は景観に配慮すること。
2. 意匠、形態	<ul style="list-style-type: none"> ・八丈島や沖縄の建築文化を継承し、北大東村らしい意匠や形態とすること。 ・統一のとれた景観形成を図るため、北大東の素材を多く活用した意匠や形態とすること。 ・周辺景観との調和に配慮した意匠や形態に努めること。 ・主要な眺望点となる建造物については、周辺の景観を損なわない意匠や形態に努めること。
3. 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、高彩度や低明度は避けること。 ・島の自然の色や、島から取れる素材の色を基調とし、島全体が統一のとれ色彩とすること。 ・アクセントカラーを使用する際は、使用面積を目付面積の5%以内とすること。
4. 素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の素材を活用し、島の統一ある景観形成に努めること。 ・外壁の仕上げ材や塀等に、耐久性に優れ時間の経過とともに趣のある色合いになるドロマイトを積極的に活用すること。
5. 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・集落においては、周辺と調和のとれた敷地内緑化を促し憩いの空間の創出に努めること。 ・塀を設ける場合は、生け垣や地元の素材を用いた石垣とすること。 ・ブロック塀を設ける場合、高さは1メートル以下を原則とし植栽との組み合わせによる緑化を行うこと。また、1メートルを超える箇所は花ブロックなどを用いるなど圧迫感を与えないこと。 ・島の厳しい環境から住宅を守る屋敷林の育成に努めるとともに、周辺の景観に配慮し、道路に面して適正管理を行うこと。 ・農地等を囲む石積の大擁壁については、計画的な植栽により良好な景観の維持に努めること。 ・屋敷林や農地を仕切る防風防潮林は、田園風景にアクセントを与える景観木（花の咲く木）としてだけでなく、生産木（果実等がなる木）等を積極的に活用すること。このとき、幕内と幕外の環境に配慮した植栽、四季折々の花の咲く植栽を選定すること。 ・村内の主な道路については、住民の協力の下、幕内と幕外の環境に配慮した四季折々の花の咲く植栽に努めること。 ・自給自足に向けた新たな農作物等の生産にあたっては、既存の田園風景を阻害しないよう調和のとれた景観形成を行うこと。
6. 屋外設備、サイン等	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔などの立地は周辺の景観に配慮した位置・規模・色彩とし目立たないようにすること。 ・のぼりやネオン等は地域の景観に配慮した節度あるサインとすること。

②開発行為に関する基準

項目	景観形成基準
1. 擁壁、のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること。 ・のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は周辺の景観と調和をした形態及び素材とするよう努めること。
2. 樹木の保全、緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な樹木がある場合は保全に努めること。 ・地域の植生にあった緑化を図り調和を保つこと。

③建築物、工作物以外の基準

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
1. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取及び鉱物の採掘を行っている土地については、道路や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された塀で遮へいすること。
2. 事後の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁やのり面はできるだけ小さくなるよう、地形の分節化に努めること。 ・のり面は緑化し、擁壁は地元の素材を活用し周辺と調和するよう努めること。 ・採掘後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化により修景すること。

木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準
1. 伐採の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その樹木が持つ環境保全上、歴史資産上、景観上及び植生としての重要性に配慮し必要最小限の伐採を行うよう努めること。 ・上記の理由で特に優れた樹木がある場合は保存又は移転により、修景等に活用するよう努めること。
2. 伐採後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は速やかに緑地の機能回復に努めること。

屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準

項目	景観形成基準
1. 位置又は集積・貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、道路や公園などの公共の場からできるだけ離れ、また主要な視点場から目立たない位置とすること。 ・物件を積み上げる場合は、できるだけ低くするとともに整然と整理すること。
2. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公園などの公共の場から見えないよう、植栽や石積み等による遮へいを行うこと。

2) 景観重要建造物指定の方針

文化的景観を形成する重要な構成要素の内、燐鉱石採掘当時の歴史的景観の継承に寄与するもの、地域のシンボルとなり得るものについては、積極的に景観法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物に指定し、外観の保全を図る。

以下に掲げる候補の内、文化的景観の重要構成要素として、外観の現状を維持するもの、又は復旧修理及び修景されたものから順次、景観重要建造物への指定に努める。すでに登録有形文化財に位置付けられているものについても、復元施設の保全等のために必要がある場合には景観重要建造物指定を検討する。

◆景観重要建造物指定の候補

歴史系	北大東島出張所遺構（りんこう交流館）、階段式倉庫遺構、傭員倶楽部遺構、発電所遺構（電信柱支柱遺構を含む）、末吉邸、社宅遺構①及び②、社員風呂場遺構（水タンク遺構を含む）、無線通信所遺構（アンテナ遺構を含む）、社員倶楽部遺構（式六荘）、大正村大衆浴場遺構、下坂村大衆浴場遺構、ドロマイト石垣群
シンボル系	北大東島出張所遺構（りんこう交流館・再掲）、玉置半右衛門碑、金刀比羅宮

3) 景観重要公共施設指定の方針

文化的景観を形成する道路、港湾、公園等に関し、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロ・ハに規定する景観重要公共施設の「整備に関する事項」及び「占領等の許可の基準」を北大東村景観計画に定め、文化的景観に調和する整備及び景観形成を図る。

県道及び集落道については、燐鉱産業時代に形成された街区形状（道路線形）を基本に、現在の港集落を形成する範囲（準景観地区範囲）を良好な景観を再生・創出する道路として、景観重要公共施設の候補とする。

西港及び西港公園は、文化的景観を形成する重要な構成要素、村民の生活・交流施設、南大東島や周辺の自然等を眺める眺望点として、として良好な景観を有していることから、景観重要公共施設の候補とする。

◆景観重要公共施設指定の候補

景観重要公共施設指定の候補 (文化的景観を形成する重要な構成要素)	管理者 (所有者)
集落道（村道）	北大東村
県道	沖縄県
西港（新西港荷上場）	沖縄県
西港公園	沖縄県

4) 準景観地区の指定検討

北大東村景観計画において、燐鉱石採掘産業遺構が点在する字港を景観形成最重点地区に位置付けている。

また、最重点地区において、特に景観の保全及び形成を図るべき土地の範囲を特定し、審議会の意見を聞いて、法第 74 条に規定する準景観地区として定めることが北大東村景観条例に定められている。(条例第 10 条)

今後、北大東島燐鉱山遺跡を含む重要文化的景観と一体となった字港の集落景観の保全及び景観形成を図るため、積極的に準景観地区指定を目指す。

◆準景観地区の指定範囲案

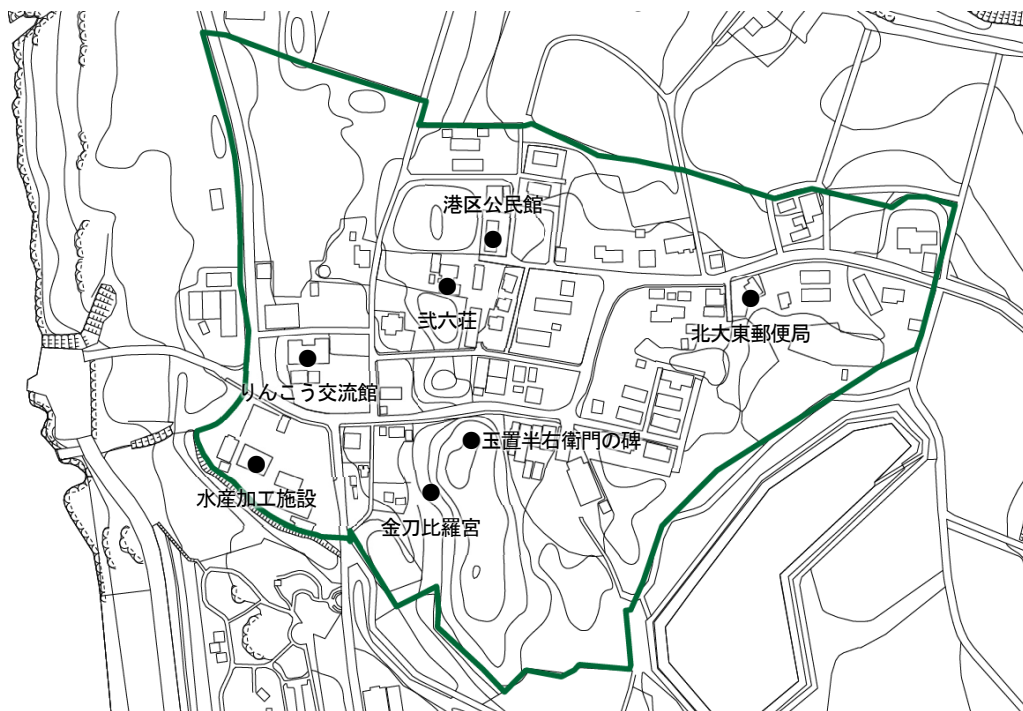


図 4-2 準景観地区の指定予定範囲

◆準景観地区指定で可能となる行為規制

① 必須事項

- 建築物の形態意匠の制限（屋根、外壁、建材などのデザイン）

② 選択事項

→地域の景観特性に応じて必要な項目を選択することができる。

1. 建築物の高さの最高限度または最低限度
2. 建築物の壁面の位置の制限
3. 建築物の敷地面積の最低限度の制限
4. 工作物の形態意匠の制限
5. 工作物高さの最高限度または最低限度
6. 壁面後退区域における工作物の設置の制限
7. 開発行為など

3 重要文化的景観に関する文化庁長官への届け出対象

1) 現状変更等の取扱基準

現行の法規制や北大東村景観計画によって概ねの規制が図られている行為の範囲を踏まえ、人工構造物、地形を中心に対象に文化庁長官に対する現状変更等の届け出対象行為を定める。ただし、非常災害のために必要な応急措置や維持の措置、他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置に該当する行為については、届け出を要しないこととされている（文化財保護法第139条）。

文化庁長官への届け出にあたっては、今後作成する、運用マニュアルに基づき、北大東村教育委員会と事前に協議するものとする。

①届け出対象となるもの

届出の種類	届け出が必要な場合	届出日
滅失・き損 (法第136条)	①焼失、流失等により滅失した場合 ②災害等により大きく破損した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
現状変更等 (法第139条)	移転、除去、外観の変更等、重要な構成要素に影響を与える行為	現状変更する日の30日前まで

②現状変更等における届け出対象としないもの

届出の種類	現状変更等のうち、届け出を要しない行為
現状変更等 (法第139条)	①通常の維持管理（価値に影響を与えない行為） ②非常災害のために必要な応急措置 ③農業及び水産業を営むために通常必要となる行為 ④他法規制により、制限又は届け出を必要とする行為 ⑤公共施設の管理行為全般

2) 届け出対象の見直し

今後、土地利用法規制及び景観計画に変更により、文化的景観を形成する重要な構成要素に影響を及ぼす場合は、届け出対象を見直すこととする。

2) 重要構成要素毎の現状変更等

重要構成要素毎に、保存に影響及ぼす現状変更等の例を以下に整理する。

※1 他法令で措置を執るもの（重要文化的景観に関する届出を必要としないもの）

※2 重要文化的景観に関する文化庁長官への届出対象

景観単位	区分	重要構成要素	現状変更等の例	他法令措置 ※1	届出対象 ※2
西港	人工 構造物	積荷棧橋跡 〈史跡〉 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		荷揚げ場跡 〈史跡〉	①人為的な形状変更 ②土地の占用、建築物・工作 物の新設等 ③土砂の採取・鉱物の採掘 ④土石・廃棄物などの堆積	文化財保護法に基 づく史跡	—
		船揚げ場跡 〈史跡〉	①人為的な形状変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		斛倉庫石垣跡 〈史跡〉	①移設、除去	文化財保護法に基 づく史跡	—
		巻き上げ機置場跡 〈史跡〉	①移設、除去	文化財保護法に基 づく史跡	—
	土地 利用	新西港荷揚げ場	①土地利用の変更	港湾法に基づく港 湾区域	—
	地形	岩礁地帯及び波食棚	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○
燐鉱山生産施設遺跡	人工 構造物	燐鉱石貯蔵庫跡 〈史跡〉 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		ドライヤー建屋跡 〈史跡〉	①除去 ②外観の変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		火力乾燥場跡 〈史跡〉	①移設、除去	文化財保護法に基 づく史跡	—
		水タンク跡 〈史跡〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		日乾堆積場跡 燐鉱露頭 〈史跡〉	①人為的な形状変更 ②土地の占用、建築物・工作 物の新設等 ③土砂の採取・鉱物の採掘 ④土石・廃棄物などの堆積	文化財保護法に基 づく史跡	—
		トロック軌道跡 〈史 跡〉	①地形の形状変更	文化財保護法に基 づく史跡	—
		火薬庫跡 〈史跡〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく史跡	—

景観単位	区分	重要構成要素	現状変更等の例	他法令措置 ※1	届出対象 ※2
		第4倉庫跡〈史跡〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基づく史跡	—
		第7倉庫跡〈史跡〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基づく史跡	—
集落西	人工 構造物	北大東島出張所遺構 (りんこう交流館) 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基づく登録有形文化財	—
		階段式倉庫遺構 (第1-3倉庫遺構)	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		備員倶楽部遺構	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		発電所遺構	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		末吉邸(旧魚市場) 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基づく登録有形文化財	—
		社宅遺構①	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		社宅遺構②	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		社員風呂場遺構 (水タンク遺構含む) 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基づく登録有形文化財	—
		無線通信所遺構	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		ドロマイト石垣群	①移設、除去	—	○
		玉置半右衛門碑	①移設、除去 ②建築物・工作物の新設等	—	○
		金刀比羅宮	①地形の形状変更 ②移設、除去	—	○
		街区(集落道)	①街区形状の変更 (道路線形の変更)	—	○
		街区(県道)	①街区形状の変更 (道路線形の変更)	—	○
地形	玉置碑の丘陵	①地形の形状変更 ②竹林の植栽及び伐採	—	○	

景観単位	区分	重要構成要素	現状変更等の例	他法令措置 ※1	届出対象 ※2
集落東	人工 構造物	社宅遺構⑤	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	—	○
		社員倶楽部遺構 (式六荘) 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく登録有形文化 財	—
		ドロマイト石垣群	①移設、除去	—	○
		街区（集落道）	①街区形状の変更 (道路線形の変更)	—	○
		街区（県道）	①街区形状の変更 (道路線形の変更)	—	○
旧大正村及び 周辺	人工 構造物	大正村大衆浴場遺構	①移設、除去	—	○
	土地 利用	西港公園（大正村跡）	①土地利用の変更	港湾法に基づく臨 港地区	—
	地形	兜岩	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○
		岩礁地帯及び波食棚	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○
旧下坂村及び 周辺	人工 構造物	下坂村大衆浴場跡 (水取場跡含む) 〈登録〉	①増改築、移設 ②除去 ③外観の変更	文化財保護法に基 づく登録有形文化 財	—
	土地 利用	農地（下坂村跡）	①土地利用の変更	農業振興地域の整 備に関する法律に 基づく農業振興地 域及び農用地区域	—
	地形	喇叭鯨	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○
		岩礁地帯及び波食棚	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○

景観単位	区分	重要構成要素	現状変更等の例	他法令措置 ※1	届出対象 ※2
黒部岬	人工構造物	黒部トンネル跡	①地形の形状変更	—	○
	地形	黒部岬 (岩礁地帯及び波食棚)	①地形の形状変更 ②土砂の採取・鉱物の採掘 ③土石・廃棄物などの堆積	—	○
玉置平・黄金山	人工構造物	採掘場跡及び トロッコトンネル跡 (史跡)	①地形の形状変更 ②竹林の植栽及び伐採 ③土砂の採取・鉱物の採掘 ④土石・廃棄物などの堆積	文化財保護法に基づく史跡	—
		掘割道及び守備隊壕 遺構	①地形の形状変更 ②竹林の植栽及び伐採 ③土砂の採取・鉱物の採掘 ④土石・廃棄物などの堆積	—	○
	土地利用	農地 (採掘場跡)	①土地利用の変更	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及び農用地区域	—
		ため池 (採掘場跡)	①土地利用の変更	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及び農用地区域	—
	地形	黄金山	①地形の形状変更 ②竹林の植栽及び伐採 ③土砂の採取・鉱物の採掘 ④土石・廃棄物などの堆積	森林法に基づく森林地域及び保安林	—

第5章 文化的景観の整備・活用構想

1 文化的景観の整備・修景

1) 史跡公園の整備・活用

燐鉱山遺跡（史跡）は適切に保存し、史跡公園として整備する。

特に、燐鉱石貯蔵庫跡については、毎年襲来する台風等の環境圧にさらされ崩壊が進んでいることから、早急に保護・修復等の措置を図り、北大東島のシンボルとしての再生整備を図る。

また、燐鉱採掘場跡については、約 70 年が経過し多くを樹木で覆われているが、往時をしのばせるような、採掘現場及びトロッコトンネル跡が残されていることから、燐鉱産業に関する体験学習や見学ツアー等のための散策路及び案内サイン等を燐鉱石採掘場内に整備し、普及啓発の取り組みを推進する。

2) 歴史建造物の再生・活用

史跡以外の歴史的な建造物（国登録文化財を含む重要構成要素）については、適切な維持・修繕を施しつつ、定住促進、漁港整備への対応、観光・交流の推進のために十分な運営体制が見込まれるものから順次、再生・活用のための整備を行う。

3) 港集落の景観形成

景観法に基づく準景観地区等への指定により、建築物の建築、土地の形状変更等の現状変更行為を適切に誘導し、燐鉱採掘時代に形成された独特な集落形態の保全と良好な景観形成を目指す。

字港らしい集落景観を演出するため、地域住民、事業者等の協力も得ながら、新築・増改築等の際は、壁面へのドロマイト利用、敷地囲いへのドロマイトの石張り、勾配屋根や周辺に調和した建築物の形態意匠及び色彩をもって景観誘導し、字港らしい集落景観を創造する。

良好な集落の景観形成に向け、ドロマイトなどの地域資源を生かした景観形成を図る場合には建設業者と連携し、その技術を有効に活用するとともに、住宅・施設の所有者の負担の軽減を図る。

4) 文化的景観を活用した周辺整備

島民や観光客等の文化的景観の普及啓発を図るため、島内観光を含めた見学コース、案内サイン、休憩スペース等を整備する。

黄金山、玉置碑の丘陵については、良好な自然環境及び景観を維持・保全するとともに、周辺景観を一望できる眺望地点としての整備・活用を目指す。

黄金山麓の戦時中に造られた守備隊壕跡は、北大東島の戦争遺構としての調査及び整備・活用を図る。

また、周辺の景観との調和を図りつつ、海水の有効利用や海岸沿いの厳しい自然環境を利活用する施設の整備を推進する。

<整備構想図素案>

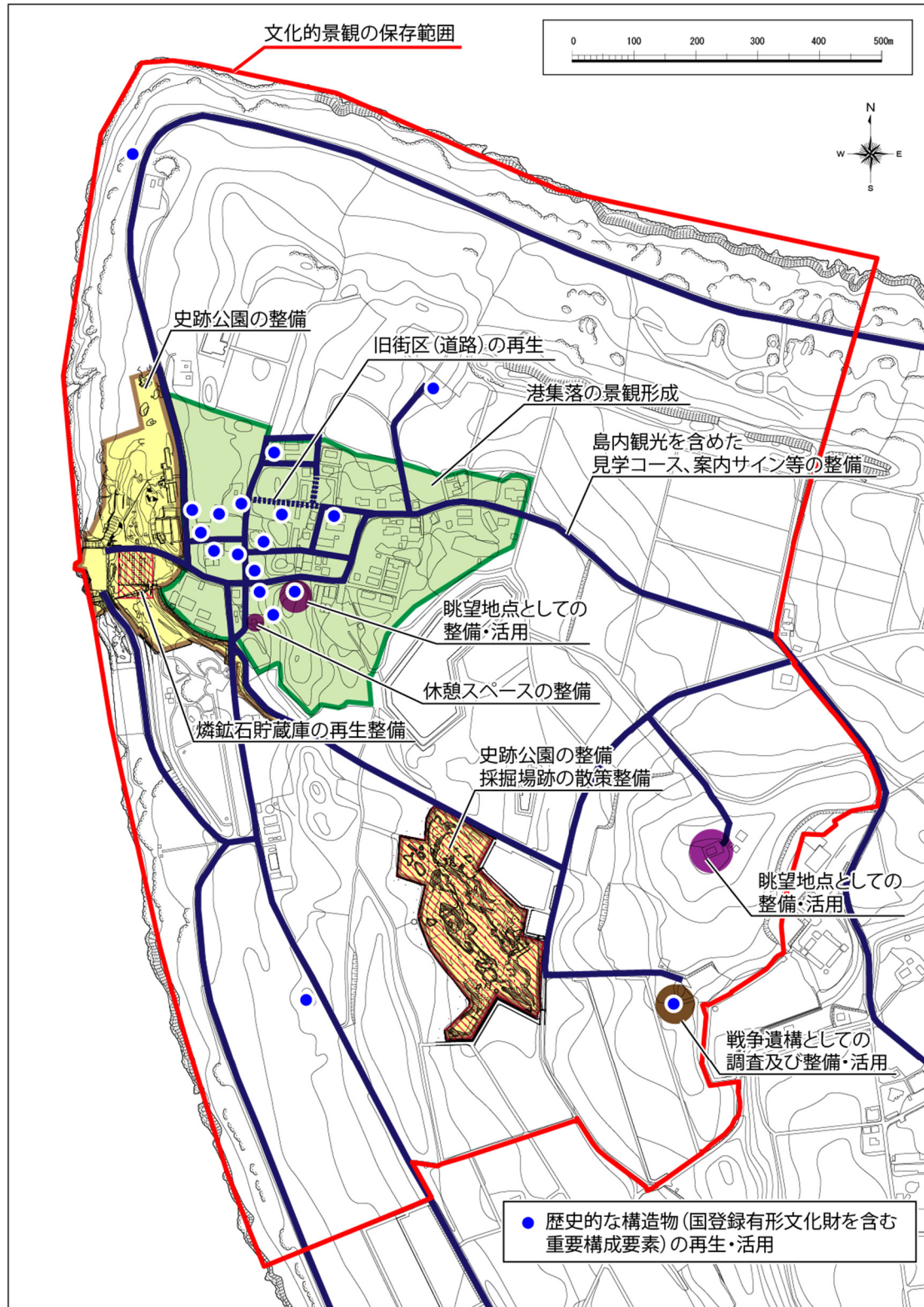


図 5-1 整備構想図素案

2 文化的景観の活用・普及啓発

1) 文化的景観の普及啓発及び継承活動

文化的景観を次世代に向けて普及啓発及び継承するため、地域の団体による清掃活動や「りんこうウォーク」等の普及啓発活動を継続的に実施し、今後も学校教育、健康福祉等の各種活動と連携して、住民、事業者、行政の協働により、文化的景観に関するイベント等を実施する。

2) 文化的景観の活用

燐鉱石採掘産業時代から残る歴史的な構造物は、景観の重要な構成要素であり、貴重な観光資源であることから、積極的に整備・修景を図り、歴史・文化の普及啓発を促進する施設、観光や地域活動等の拠点となる観光・交流施設として活用を図る。

特に、りんこう交流館については、燐鉱採掘産業に関する展示内容の充実に取り組み、文化的景観の普及啓発の拠点施設として、さらに、遊漁やダイビング等のマリンレジャーに対応する海業支援施設としての活用を促進する。

3) 文化的景観の情報発信

島民以外の来訪者が、北大東島の自然・歴史・生活文化と親しみ、文化的景観の価値を認識できるよう、ガイド付きの観光ツアー及び見学コースの設定、案内サインの整備、パンフレットの作成等に取り組むなど、燐鉱山に由来する文化的景観の全容について情報発信する。

また、景観展やシンポジウム等のイベント開催、雑誌やテレビ、インターネット等の広告媒体を活用し、積極的に文化的景観の情報発信に努める。

4) 文化的景観を活用した産業振興

燐鉱山遺跡に隣接する水産業の施設群については、周辺との景観の調和に配慮しつつ、漁港整備に伴う機能の拡張に対応する。

岩礁地帯から海岸段丘、外部岩陵に至る自然地形の保全を図りつつ、隆起珊瑚礁に由来する景勝地を生かした観光振興を図る。

燐鉱山に由来する地力豊かな農地の保全により、サトウキビを中心とした農業振興を図る。

5) 魅力ある景観づくり

文化的景観の周辺整備及び普及啓発活動を通し、住民、事業者、行政が一体となり魅力のある景観づくりを推進する。地域住民及び事業者が積極的に景観づくりに参画できるよう、北大東村景観条例第 26 条に規定する「うふあがりじま景観協議会」の設立を促し、文化的景観の保存・活用の推進体制を構築する。

第6章 文化的景観保存に関する運営・管理

1 地域住民の役割

1) 文化的景観の価値の認識・継承

地域住民が字港の歴史や文化に根ざした特徴ある景観を見直し、文化的景観の価値を再認識する必要がある。地域の団体活動や教育現場等を活用し、字港の文化的景観の価値について認知度向上及び次世代への歴史・文化の継承に取り組む。

2) 教育・福祉と連携した普及啓発

小中学校と連携し、燐鉱採掘時代の歴史文化、文化的景観の価値について、専門家や新たな教材等を活用しながら積極的に普及啓発に取り組む。

また、島の歴史文化を保存していくためにも、高齢者や島の先輩たちからの「昔語り」を福祉に取り入れ、若い世代を中心に共有し、次世代へ継承する。

3) 地域団体等による文化的景観の保存活動

文化的景観の価値を維持・向上し、次世代に向けて永続的に保存していくためにも、一人ひとりが島の歴史文化に誇りを持ち、地域活動の中で積極的に清掃、維持管理を行うとともに、来訪者等に伝える語り部となる。

4) 港集落の景観形成

字港は燐鉱採掘時代に形成された集落の姿を色濃く残しており、現在でも特徴ある建造物、ドロマイトの石垣、道路線形などが残されている。これらを保存するためにも、地域住民が協力し、維持管理、次世代への継承に努める必要がある。

2 事業者の役割

1) 建築業者の役割

事業用地及び施設等については、文化的景観に調和した活用、修景に努める。また、文化的景観の維持又は良好な景観形成を図るため、積極的に技術の提供、向上、普及に努める。

2) 水産業者の役割

事業用地及び施設等については、文化的景観に調和した活用、修景に努める。また、字港は北大東島の水産業の拠点として、水産資源を活かした地域ブランドの構築を図る。

さらに、観光事業者と連携しながら、海洋レジャーへ観光客の受け入れを促進し観光振興に寄与する水産業の活性化に努める。

3) 観光事業者の役割

事業用地及び施設等は、文化的景観に調和した活用、修景に努める。

字港は国指定の史跡を始め、燐鉱採掘時代の遺構が数多く残る地区であり、これらの文化財を積極的に活用し、北大東島の歴史・文化を伝える観光事業に取り組む。また、水産業と連携しながら、ダイビングや釣りなどの海洋レジャーの拠点としても観光振興に努める。

4) 農業者の役割

字港に広がるさとうきび畑は、文化的景観の重要な構成要素でもあり、島の産業を支える重要な役割を果たしている。

今後も農業振興に努め、良好な農地景観を維持・継承する。

また、倉庫等の農業用施設については、文化的景観に配慮し修景に努める。

3 行政の役割

1) 現状変更行為等に対する規制措置

北大東島燐鉱山由来の文化的景観の保存範囲は、基本的に現行の各種法規制及び景観計画により、保全のための規制措置がおおむね担保されている。また、「3章 3 文化庁長官への届け出の対象となる行為」で示したとおり、一部の重要な構成要素については、滅失・毀損、現状変更等の際に文化庁長官への届け出を行うことにより、必要な規制措置が講じられる。

2) 文化的景観のモニタリング

文化財の見守り体制を整備し、定期的及び台風などの自然災害後には、重要な構成要素のモニタリングや所有者ヒアリングにより、文化的景観の現状を確実に把握する。

3) 港集落の景観形成への支援措置

周辺の文化的景観と一体的に保全又は景観形成を図るため、準景観地区の指定を積極的に推進する。

文化的景観を形成する重要な構成要素である港集落のドロマイト石積みを保全・活用し、修景を行うため、必要な支援措置を講じる。

4) 組織体制の強化

重要文化的景観の選定に伴い、史跡、登録有形文化財、景観計画に基づく届け出等と連動した手続きや支援措置等に適切に対応する必要がある。重要文化的景観の保全活用を適切に進めるため、村及び教育委員会の組織体制の連携・強化に努める。

4 北大東島の景観づくり及び文化的景観の推進体制

1) うふあがりじま景観協議会設立の促進

自治会、活動団体、事業者、行政等が、北大東島の良好な景観づくり及び文化的景観の保存・活用に関わる様々な事業や活動等について検討協議する組織として、北大東村景観条例第 26 条に規定する「うふあがりじま景観協議会」の設立を促す。

これまで北大東村主体で実施された「景観展」や「りんこうウォーク」、青年会主催「清掃活動」等の他、新たに北大東島の景観づくりや文化的景観の保全・活用、普及啓発等について、その内容若しくは方針を協議会で検討協議する。

2) 推進体制の構築

うふあがりじま景観協議会は、北大東村及び景観審議会と連動し、北大東島の景観づくり及び文化的景観の保存・活用に関する取り組みを推進する組織体制の構築に努める。

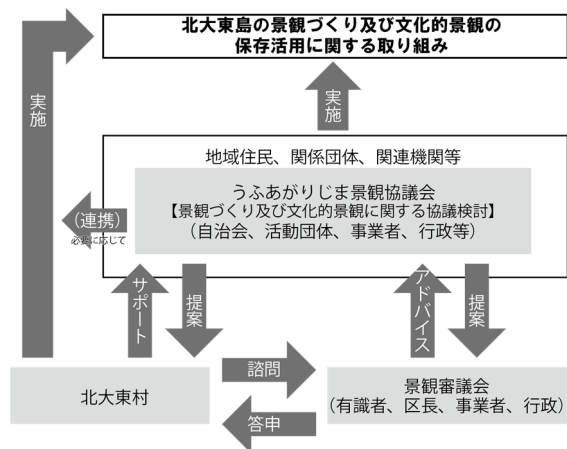


図 5-2 推進体制

5 運用マニュアルの作成

文化的景観の保存及び良好な景観形成に向け、関係制度（景観計画等）と連動した、届出等の事務フロー等を作成する。

(check リスト⇒フロー図⇒確認部局⇒必要な手続き⇒対応策など)

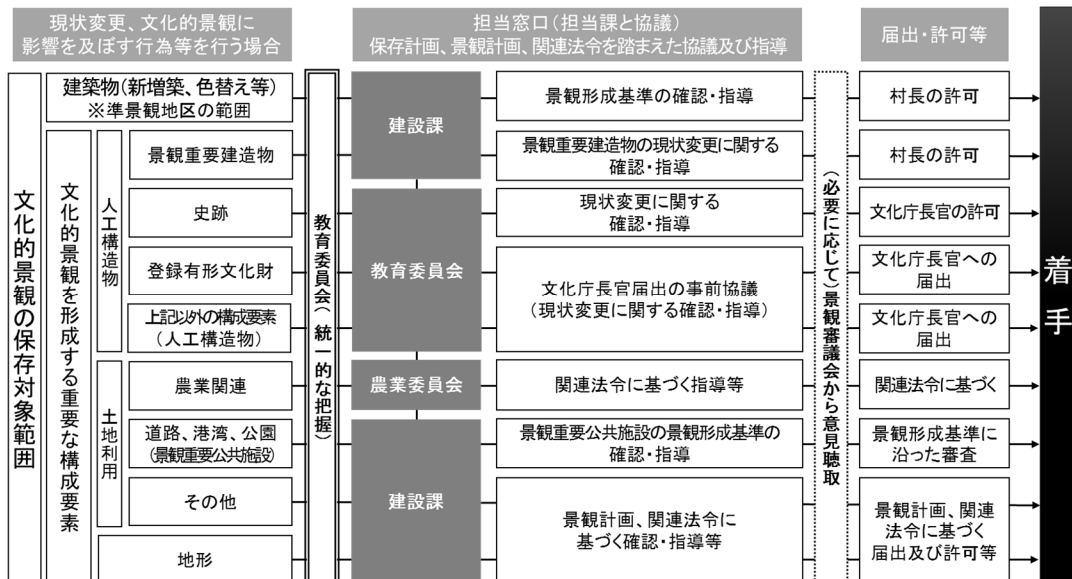


図 5-3 現状変更に関する手続きフロー(案)

第7章 今後の課題

1 文化的景観の対象範囲の拡大

今回の保存計画では、北大東島の燐鉱山由来の文化的景観を示すものとして、対象範囲を字港中心とする区域に限定した。

本来、北大東島の文化的景観は、島全体又は隣接する南大東島と一体として捉えることが望ましく、このためには、燐鉱山に止まらず、遠隔離島の開拓・開発の歴史や沖縄の糖業の発展史の中で、南・北大東島の文化的景観の価値を改めて評価することが必要である。このための調査研究や諸手続きは長期化することが予見されたため、今回は、北大東島に固有の燐鉱山由来の文化的景観に範囲を限定した。

今後は、北大東島全体、さらに、南大東島に視野を広げ、遠隔離島における開拓・定住や糖業・燐鉱採掘等の産業の確立を全体的に捉えた、生活・生業の形成過程と現状を調査研究し、将来的な範囲の拡大につなげていくことが必要である。

また、北大東島の行政区域には、同じく明治期に開拓されて燐鉱採掘の島として栄えた後、戦後は無人島に戻って米軍の射爆場となっている沖大東島がある。燐鉱山の開発経緯や開発主体が北大東島とは異なること、燐鉱山の建造物等がほとんど残存していないこと、無人島・射爆場として生活・生業が途絶していることから、沖大東島は当初から調査研究の対象外とした。しかし、将来的には、沖大東島の有効利用が図られる時代の到来が期待され、今後、沖大東島の燐鉱山の遺跡調査を実施する可能性を探っていく必要がある。

2 地形・地質の価値評価の深化

燐鉱山由来の文化的景観は、隆起珊瑚礁に起源を持つ北大東島の独特な地形・地質を基盤として形成されている。南・北大東島の隆起珊瑚礁の地形は、2007年に地形百選に選ばれるなど特徴的なものとして評価されており、特に、北大東島は全島がドロマイトで覆われている世界的にも稀有な島とされている。また、北大東島は、地質学上、古くから注目されており、昭和初期に東北大学の研究チームが当時の最先端技術でボーリング調査を実施しており、現在でも島の堆積・続成史を明らかにするための研究が続いている。

こうしたことから、今後は北大東島の地形・地質の価値評価について、さらに深化を図るための調査研究を進め、将来的にはジオパークの認定を目指す。

地形・地質の価値と文化的景観の価値を総合的に評価できるようにすることにより、北大東島の真の価値を示すことが可能となる。

ISBN978-4-9910184-2-8

**「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」
保存計画**

2017(平成 29)年 12 月

編集 沖縄県北大東村教育委員会

〒901-3902 沖縄県島尻郡北大東村字中野 218 番地
TEL : 09802-3-4138 FAX : 09802-3-4358

印刷 沖縄高速印刷株式会社

〒901-1111 沖縄県南風原町兼城 577 番地

